

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 1 月25日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）A コース （為替ヘッジ付き） ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）B コース （為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）

ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記ファンドを総称して「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「Aコース（為替ヘッジ付き）」または「Aコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「Bコース」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチング を行う場合の申込手数料は無手数料とします。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成23年1月26日から平成24年1月25日まで（継続申込期間）

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる場合、取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または

金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、ドイチェ・世界株式インデックス・マザー（以下、「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて主として日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

Aコース/Bコース共通

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
追加型投信	海外	債券		特殊型
	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

A コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米			TOPIX	条件付 運用型
	年4回	欧州				
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア				ロング・ ショート型 ?絶対収益 追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(円 ヘッジ・ ベース))	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	アフリカ				
		中近東(中東)				
		エマージング				

B コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米			TOPIX	条件付 運用型
	年4回	欧州				
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア				ロング・ ショート型 ?絶対収益 追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(円 ノーヘッジ ・ベース))	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	アフリカ				
		中近東(中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による

投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。

4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
6. 「対象インデックス」の区分のうち、「その他」とは、日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. ドイチェ・世界株式インデックス・マザーへの投資を通して、主に日本を除く世界主要各国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

Aコース（為替ヘッジ付き）

- ・実質外貨建資産 に対して、原則として対円での為替ヘッジを行います。
「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。
- ・MSCIコクサイ指数（円ヘッジ・ベース）に連動した運用成果を目指します。
- ・為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されます。ただし、ヘッジコストを考慮し、他通貨による為替ヘッジの手法等を用いる場合があります。この場合は為替変動リスクが一部残ります。
- ・為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べて高い場合は、その金利差相当分のヘッジコストがかかりますので、そのコスト分が株式の投資成果から差し引かれることとなります。

Bコース（為替ヘッジなし）

- ・実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ・MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した運用成果を目指します。
- ・原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動により基準価額が大きく変動することがあります。
- ・解約時や償還時の為替水準が、買付時と比較して円安であれば、株式の投資成果に加えて為替差益を享受していただけます。
- ・一方、解約時や償還時の為替水準が、買付時と比較して円高であれば、株式の投資成果から為替差損が差し引かれることとなります。

MSCIコクサイ指数 とは？

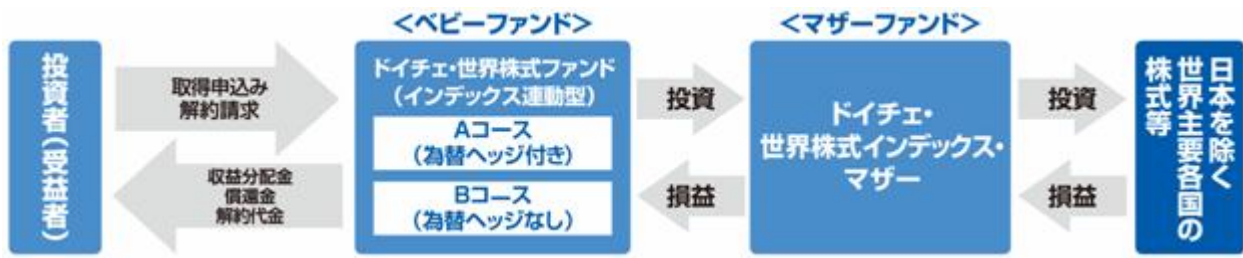
MSCIコクサイ指数とは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が開発した株価指数です。

MSCIコクサイ指数は、日本を除く世界主要国23ヵ国（平成22年11月末現在）から構成されています。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行われますので、変動することがあります。

MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

2. 運用にあたっては、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社にAコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図の権限を委託します。
3. ファミリーファンド方式 により運用を行います。
「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベ

ビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

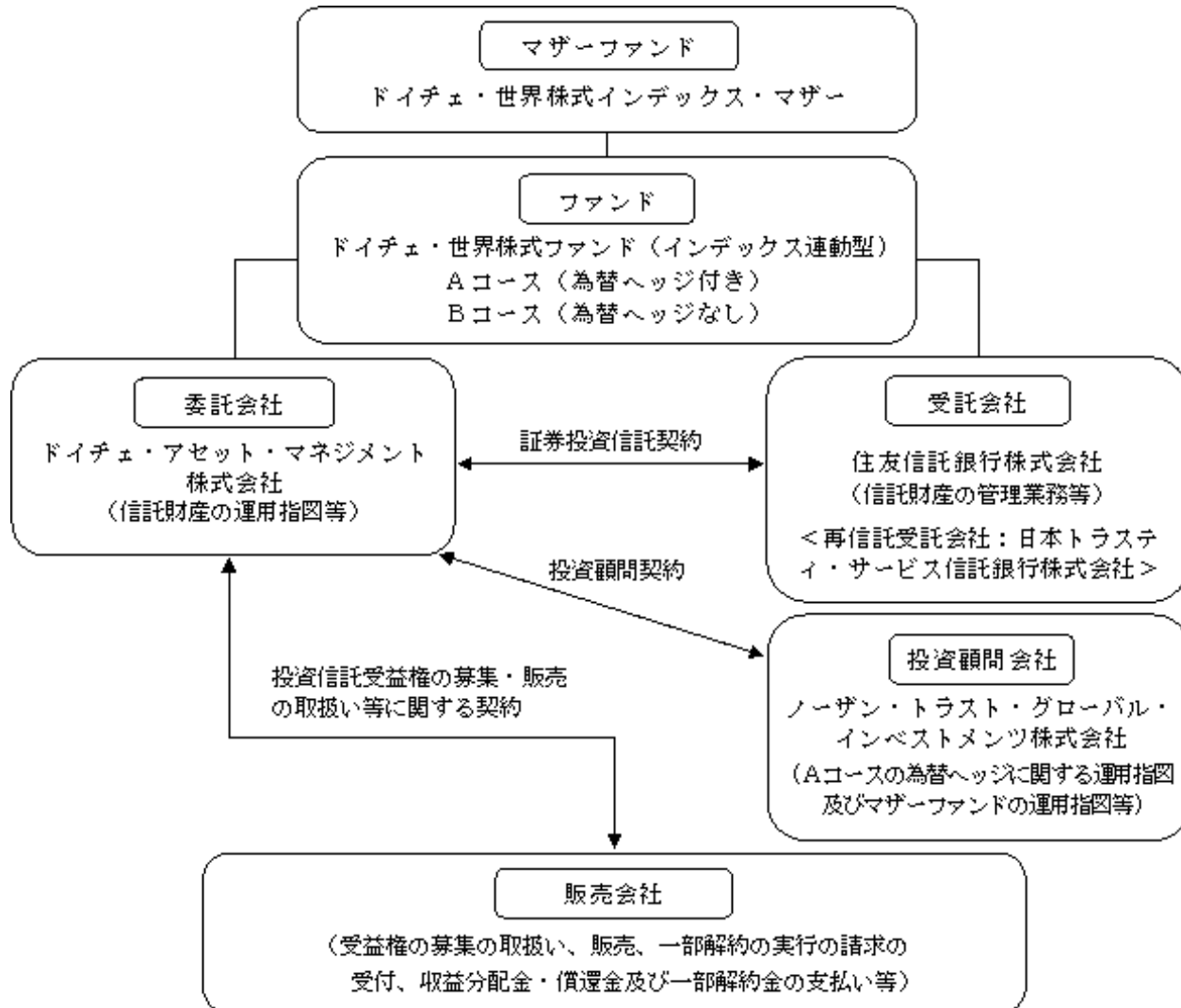
(2)【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BT世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）/ Bコース（為替ヘッジなし）」より「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）/ Bコース（為替ヘッジなし）」に変更）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d. ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社(「投資顧問会社」)

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

a. 資本金の額(2010年11月末現在)

3,078百万円

b. 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

c. 大株主の状況(2010年11月末現在)

名称:	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住所:	シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式:	61,560株
所有比率:	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイチェ・世界株式インデックス・マザー受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資することもあります。

b. 投資態度

- 1) 主に、ドイチェ・世界株式インデックス・マザー受益証券への投資を通して、日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) Aコース（為替ヘッジ付き）は、MSCIコクサイ指数（円ヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。Bコース（為替ヘッジなし）は、MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) マザーファンド受益証券の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

<マザーファンドの投資方針>

基本方針

マザーファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

日本を除く世界主要各国の株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 日本を除く世界主要各国の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) MSCIコクサイ指数（円ノーヘッジ・ベース）に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・世界株式インデックス・マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記8. ならびに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の権利の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

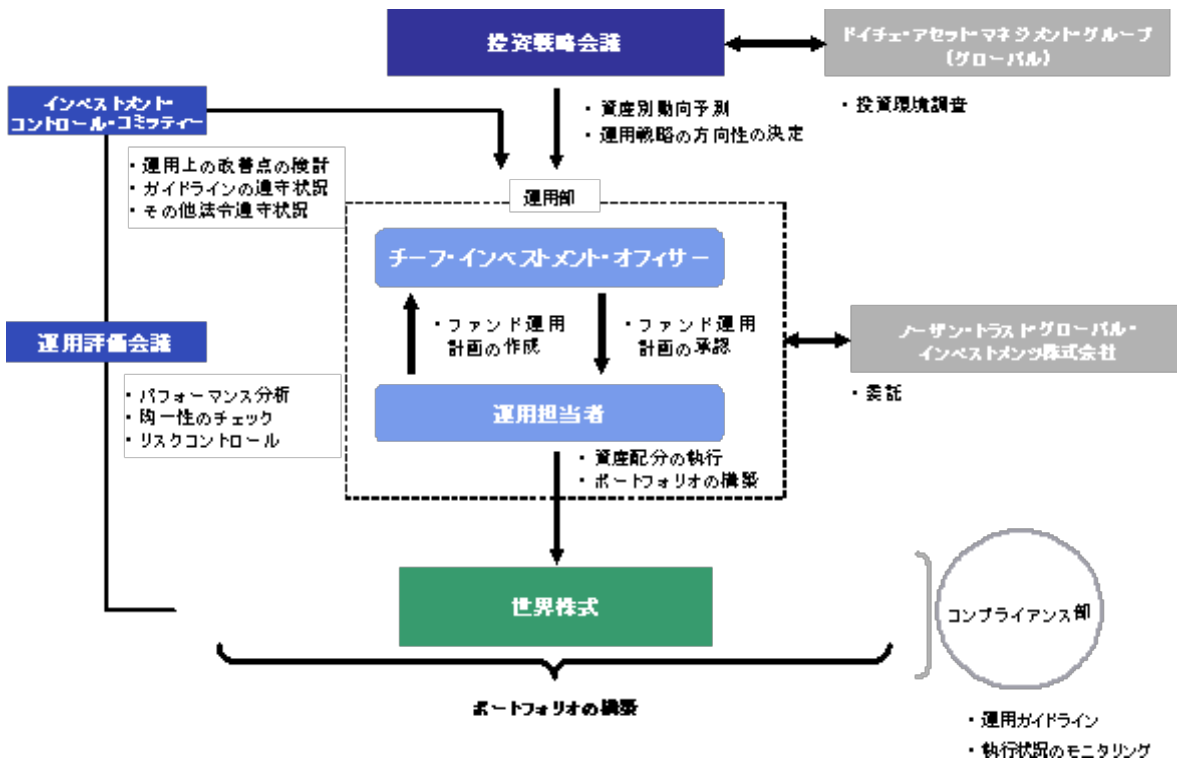
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >

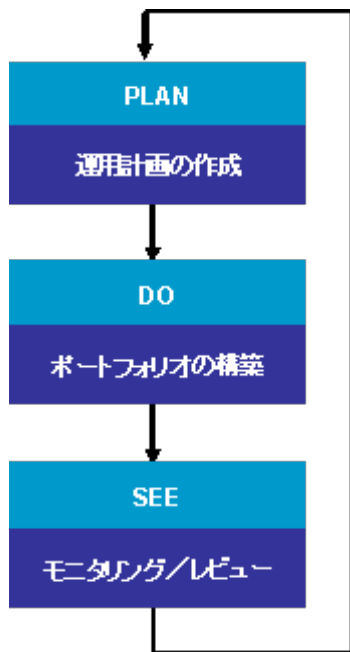


委託会社は、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限をノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（所在地：東京都港区）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



- ・運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- ・投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- ・運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- ・承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- ・運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- ・個々の投資判断については、必要に応じて、ノーザントラスト・グローバル・インベストメント・株式会社に所属する運用チームへ委託を行います。
- ・コンプライアンス部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- ・運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。
- ・インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時（原則として毎年4月25日及び10月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、各ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

c. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとし

ます。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができません。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マザーファンドの信託約款に定める投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h. 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。

ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の

額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記 に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m . 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記 の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されますが、影響がすべて排除されるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ベンチマークからの乖離リスク

当ファンドは、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果を目指して運用を行いますが、資金の流入、実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担、基準価額算定とMSCIコクサイ指数算定で使用する為替レートの相違などの要因によって、基準価額がMSCIコクサイ指数から乖離することがあります。このため、MSCIコクサイ指数が下落した場合には、基準価額がMSCIコクサイ指数よりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

その他の留意点

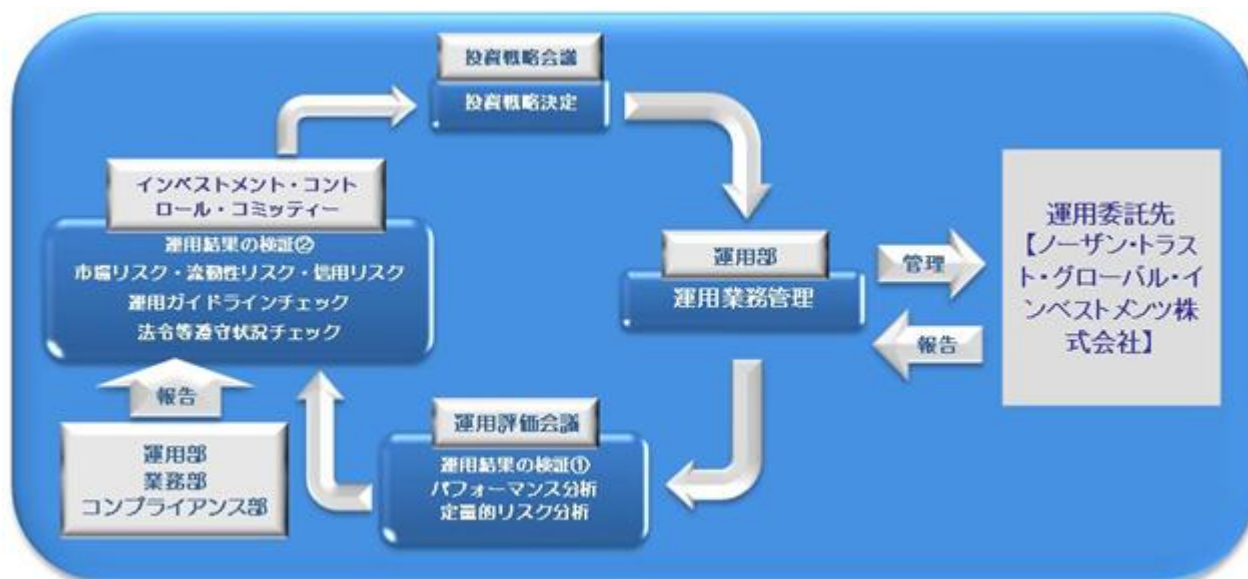
- 当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。

運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。以下同じ。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9765%（税抜0.93%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.3990%	0.4725%	0.1050%	0.9765%
（税抜0.38%）	（税抜0.45%）	（税抜0.10%）	（税抜0.93%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

Aコースの為替ヘッジに関する運用の指図及びマザーファンドの運用の指図を行うノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資顧問報酬は、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.19%以内を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は、当該制度に係る税制が適用されます。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成22年11月末現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）

¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）

¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また、配当金控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）」

(平成22年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	304,413,773	100.23
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	686,082	0.23
合計(純資産総額)	-	303,727,691	100.00

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

(平成22年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	730,298,095	100.15
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	1,079,518	0.15
合計(純資産総額)	-	729,218,577	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

(平成22年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	516,101,012	49.88

	カナダ	56,519,688	5.46
	ドイツ	40,031,297	3.87
	イタリア	12,891,688	1.25
	フランス	44,086,501	4.26
	オーストラリア	39,403,167	3.81
	イギリス	102,507,791	9.91
	スイス	44,431,593	4.29
	バミューダ	4,519,654	0.44
	香港	13,025,967	1.26
	シンガポール	8,215,908	0.79
	ニュージーランド	240,847	0.02
	オランダ	13,037,897	1.26
	スペイン	16,204,182	1.57
	ベルギー	4,451,226	0.43
	スウェーデン	15,248,767	1.47
	ノルウェー	3,476,242	0.34
	オーストリア	1,580,914	0.15
	ルクセンブルグ	2,518,792	0.24
	フィンランド	5,258,991	0.51
	デンマーク	4,631,293	0.45
	アイルランド	5,408,789	0.52
	ギリシャ	892,141	0.09
	キプロス	136,550	0.01
	イスラエル	3,772,914	0.36
	ポルトガル	1,013,795	0.10
	ケイマン	480,438	0.05
	モーリシャス	244,722	0.02
	リベリア	344,664	0.03
	パナマ	832,048	0.08
	ジャージー	2,646,871	0.26
	ガーンジー	233,355	0.02
	アンティル	4,710,861	0.46
	マン島	415,938	0.04
	小計	969,516,503	93.70
投資信託受益証券	カナダ	1,467,319	0.14
	小計	1,467,319	0.14
投資証券	アメリカ	8,913,047	0.86

	フランス	943,208	0.09	
	オーストラリア	3,391,940	0.33	
	イギリス	1,152,065	0.11	
	香港	270,538	0.03	
	シンガポール	252,917	0.02	
	オランダ	244,845	0.02	
	小計	15,168,560	1.47	
	コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	48,536,769	4.69
	合計(純資産総額)	-	1,034,689,151	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

< 評価額(全銘柄) >

(平成22年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・世界株式イ ンデックス・マザー	322,643,109	0.9280	299,418,864	100.23
				0.9435	304,413,773	

< 種類別投資比率 >

(平成22年11月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.23
合計	-	100.23

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

< 評価額(全銘柄) >

(平成22年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・世界株式イ ンデックス・マザー	774,030,838	0.9281	718,381,965	100.15
				0.9435	730,298,095	

< 種類別投資比率 >

(平成22年11月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.15
合計	-	100.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成22年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	------------	---------------------	---------------------	-----------------

アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,954	5,590.47 5,852.55	16,514,253 17,288,437	1.67
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	510	25,944.20 26,702.63	13,231,544 13,618,343	1.32
アメリカ	株式	M I C R O S O F T CORPORATION	ソフトウェア・サービス	4,520	2,139.61 2,132.87	9,671,061 9,640,589	0.93
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,976	4,438.92 4,700.28	8,771,308 9,287,758	0.90
アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	ソフトウェア・サービス	720	11,776.73 12,041.34	8,479,247 8,669,765	0.84
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	1,637	5,342.71 5,235.69	8,746,029 8,570,832	0.83
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	9,997	874.77 854.57	8,745,124 8,543,151	0.83
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	6,123	1,354.21 1,345.79	8,291,882 8,240,283	0.80
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,540	5,377.26 5,217.15	8,280,993 8,034,419	0.78
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	3,402	2,383.99 2,334.27	8,110,362 7,941,217	0.77
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	1,117	7,125.02 6,884.01	7,958,656 7,689,446	0.74
アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	各種金融	2,230	3,179.50 3,194.67	7,090,300 7,124,126	0.69
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	素材	1,959	3,387.48 3,521.03	6,636,088 6,897,704	0.67
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	140	51,617.90 49,054.40	7,226,506 6,867,617	0.66
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	2,840	2,201.97 2,292.14	6,253,609 6,509,688	0.63
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,589	1,475.56 1,395.51	6,771,380 6,404,000	0.62
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	30,287	219.08 208.98	6,635,497 6,329,548	0.61
アメリカ	株式	THE COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	1,160	5,191.87 5,341.87	6,022,574 6,196,575	0.60
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	10,897	562.41 561.82	6,128,597 6,122,165	0.59
スイス	株式	NOVARTIS AG-REGSHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,212	4,793.02 4,556.95	5,809,144 5,523,030	0.53
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	3,070	1,671.91 1,797.47	5,132,784 5,518,260	0.53
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	5,767	964.04 953.09	5,559,669 5,496,491	0.53
アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC.	食品・生活必需品小売り	1,170	4,558.16 4,537.93	5,333,052 5,309,389	0.51
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	1,080	4,898.61 4,872.49	5,290,504 5,262,290	0.51
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,210	1,979.50 1,638.20	6,354,202 5,258,650	0.51
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	2,285	2,445.51 2,293.82	5,588,002 5,241,400	0.51
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	エネルギー	2,033	2,626.42 2,552.30	5,339,519 5,188,828	0.50
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	1,238	4,334.55 4,105.48	5,366,175 5,082,591	0.49
アメリカ	株式	PEPSICO INC.	食品・飲料・タバコ	927	5,478.39 5,394.12	5,078,470 5,000,351	0.48
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,709	3,126.41 2,923.32	5,343,046 4,995,964	0.48

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成22年11月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	10.99
		素材	7.52
		資本財	7.30
		商業・専門サービス	0.72
		運輸	1.67
		自動車・自動車部品	1.30
		耐久消費財・アパレル	1.26
		消費者サービス	1.46
		メディア	2.44
		小売	2.72
		食品・生活必需品小売り	2.39
		食品・飲料・タバコ	6.14
		家庭用品・パーソナル用品	1.66
		ヘルスケア機器・サービス	2.49
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.99
		銀行	7.83
		各種金融	5.08
		保険	3.97
		不動産	0.78
		ソフトウェア・サービス	5.16
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.40
		電気通信サービス	4.08
公益事業	3.67		
半導体・半導体製造装置	1.66		
	小計	93.70	
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	0.14
		小計	0.14
投資証券	外国	投資証券	1.47
		小計	1.47
合計			95.31

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) A コース(為替ヘッジ付き)」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5期 (平成13年4月25日)	1,376	1,376	0.9403	0.9403
第6期 (平成13年10月25日)	1,371	1,371	0.8172	0.8172
第7期 (平成14年4月25日)	1,664	1,664	0.8148	0.8148
第8期 (平成14年10月25日)	1,404	1,404	0.6355	0.6355
第9期 (平成15年4月25日)	664	664	0.6313	0.6313
第10期 (平成15年10月27日)	714	714	0.7027	0.7027
第11期 (平成16年4月26日)	780	780	0.7778	0.7778
第12期 (平成16年10月25日)	649	649	0.7495	0.7495
第13期 (平成17年4月25日)	634	634	0.7896	0.7896
第14期 (平成17年10月25日)	483	483	0.8322	0.8322
第15期 (平成18年4月25日)	450	450	0.9278	0.9278
第16期 (平成18年10月25日)	416	416	0.9539	0.9539
第17期 (平成19年4月25日)	433	433	1.0194	1.0194
第18期 (平成19年10月25日)	390	390	1.0173	1.0173
第19期 (平成20年4月25日)	352	352	0.9143	0.9143
第20期 (平成20年10月27日)	233	233	0.6054	0.6054
第21期 (平成21年4月27日)	225	225	0.5920	0.5920
第22期 (平成21年10月26日)	283	283	0.7432	0.7432
第23期 (平成22年4月26日)	307	307	0.8141	0.8141
第24期 (平成22年10月25日)	303	303	0.8093	0.8093
平成21年11月末	282	-	0.7405	-
平成21年12月末	293	-	0.7683	-
平成22年1月末	280	-	0.7348	-
平成22年2月末	284	-	0.7429	-
平成22年3月末	296	-	0.7951	-
平成22年4月末	303	-	0.8027	-
平成22年5月末	275	-	0.7424	-
平成22年6月末	268	-	0.7146	-
平成22年7月末	283	-	0.7561	-
平成22年8月末	274	-	0.7298	-
平成22年9月末	295	-	0.7864	-
平成22年10月末	303	-	0.8081	-
平成22年11月末	303	-	0.8028	-

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型)Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
-----------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------

第5期 (平成13年4月25日)	165	165	0.9623	0.9623
第6期 (平成13年10月25日)	247	247	0.8577	0.8577
第7期 (平成14年4月25日)	495	495	0.9154	0.9154
第8期 (平成14年10月25日)	500	500	0.7126	0.7126
第9期 (平成15年4月25日)	534	534	0.7127	0.7127
第10期 (平成15年10月27日)	590	590	0.7452	0.7452
第11期 (平成16年4月26日)	658	658	0.8381	0.8381
第12期 (平成16年10月25日)	638	638	0.8209	0.8209
第13期 (平成17年4月25日)	637	637	0.8749	0.8749
第14期 (平成17年10月25日)	616	616	0.9932	0.9932
第15期 (平成18年4月25日)	632	632	1.1261	1.1261
第16期 (平成18年10月25日)	687	687	1.2440	1.2440
第17期 (平成19年4月25日)	771	771	1.3879	1.3879
第18期 (平成19年10月25日)	852	852	1.3905	1.3905
第19期 (平成20年4月25日)	786	786	1.1804	1.1804
第20期 (平成20年10月27日)	457	457	0.6201	0.6201
第21期 (平成21年4月27日)	545	545	0.6504	0.6504
第22期 (平成22年10月26日)	732	732	0.8247	0.8247
第23期 (平成22年4月26日)	816	816	0.9016	0.9016
第24期 (平成22年10月25日)	730	730	0.7814	0.7814
平成21年11月末	693	-	0.7778	-
平成21年12月末	751	-	0.8430	-
平成22年1月末	694	-	0.7815	-
平成22年2月末	700	-	0.7791	-
平成22年3月末	780	-	0.8674	-
平成22年4月末	801	-	0.8856	-
平成22年5月末	699	-	0.7668	-
平成22年6月末	661	-	0.7195	-
平成22年7月末	703	-	0.7628	-
平成22年8月末	662	-	0.7125	-
平成22年9月末	727	-	0.7784	-
平成22年10月末	724	-	0.7767	-
平成22年11月末	729	-	0.7935	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第5期	平成13年4月25日	0.0000

第 6期	平成13年10月25日	0.0000
第 7期	平成14年 4月25日	0.0000
第 8期	平成14年10月25日	0.0000
第 9期	平成15年 4月25日	0.0000
第10期	平成15年10月27日	0.0000
第11期	平成16年 4月26日	0.0000
第12期	平成16年10月25日	0.0000
第13期	平成17年 4月25日	0.0000
第14期	平成17年10月25日	0.0000
第15期	平成18年 4月25日	0.0000
第16期	平成18年10月25日	0.0000
第17期	平成19年 4月25日	0.0000
第18期	平成19年10月25日	0.0000
第19期	平成20年 4月25日	0.0000
第20期	平成20年10月27日	0.0000
第21期	平成21年 4月27日	0.0000
第22期	平成21年10月26日	0.0000
第23期	平成22年 4月26日	0.0000
第24期	平成22年10月25日	0.0000

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) B コース(為替ヘッジなし)」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第 5期	平成13年 4月25日	0.0000
第 6期	平成13年10月25日	0.0000
第 7期	平成14年 4月25日	0.0000
第 8期	平成14年10月25日	0.0000
第 9期	平成15年 4月25日	0.0000
第10期	平成15年10月27日	0.0000
第11期	平成16年 4月26日	0.0000
第12期	平成16年10月25日	0.0000
第13期	平成17年 4月25日	0.0000
第14期	平成17年10月25日	0.0000
第15期	平成18年 4月25日	0.0000
第16期	平成18年10月25日	0.0000
第17期	平成19年 4月25日	0.0000
第18期	平成19年10月25日	0.0000
第19期	平成20年 4月25日	0.0000
第20期	平成20年10月27日	0.0000
第21期	平成21年 4月27日	0.0000
第22期	平成21年10月26日	0.0000
第23期	平成22年 4月26日	0.0000

第24期	平成22年10月25日	0.0000
------	-------------	--------

【収益率の推移】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

計算期間	収益率(%)
第5期 (平成12年10月26日～平成13年4月25日)	15.7
第6期 (平成13年4月26日～平成13年10月25日)	13.1
第7期 (平成13年10月26日～平成14年4月25日)	0.3
第8期 (平成14年4月26日～平成14年10月25日)	22.0
第9期 (平成14年10月26日～平成15年4月25日)	0.7
第10期 (平成15年4月26日～平成15年10月27日)	11.3
第11期 (平成15年10月28日～平成16年4月26日)	10.7
第12期 (平成16年4月27日～平成16年10月25日)	3.6
第13期 (平成16年10月26日～平成17年4月25日)	5.4
第14期 (平成17年4月26日～平成17年10月25日)	5.4
第15期 (平成17年10月26日～平成18年4月25日)	11.5
第16期 (平成18年4月26日～平成18年10月25日)	2.8
第17期 (平成18年10月26日～平成19年4月25日)	6.9
第18期 (平成19年4月26日～平成19年10月25日)	0.2
第19期 (平成19年10月26日～平成20年4月25日)	10.1
第20期 (平成20年4月26日～平成20年10月27日)	33.8
第21期 (平成20年10月28日～平成21年4月27日)	2.2
第22期 (平成21年4月28日～平成21年10月26日)	25.5
第23期 (平成21年10月27日～平成22年4月26日)	9.5
第24期 (平成22年4月27日～平成22年10月25日)	0.6

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間	収益率(%)
第5期 (平成12年10月26日～平成13年4月25日)	0.0
第6期 (平成13年4月26日～平成13年10月25日)	10.9
第7期 (平成13年10月26日～平成14年4月25日)	6.7
第8期 (平成14年4月26日～平成14年10月25日)	22.2
第9期 (平成14年10月26日～平成15年4月25日)	0.0
第10期 (平成15年4月26日～平成15年10月27日)	4.6
第11期 (平成15年10月28日～平成16年4月26日)	12.5

第12期 (平成16年 4月27日 ~ 平成16年10月25日)	2.1
第13期 (平成16年10月26日 ~ 平成17年 4月25日)	6.6
第14期 (平成17年 4月26日 ~ 平成17年10月25日)	13.5
第15期 (平成17年10月26日 ~ 平成18年 4月25日)	13.4
第16期 (平成18年 4月26日 ~ 平成18年10月25日)	10.5
第17期 (平成18年10月26日 ~ 平成19年 4月25日)	11.6
第18期 (平成19年 4月26日 ~ 平成19年10月25日)	0.2
第19期 (平成19年10月26日 ~ 平成20年 4月25日)	15.1
第20期 (平成20年 4月26日 ~ 平成20年10月27日)	47.5
第21期 (平成20年10月28日 ~ 平成21年 4月27日)	4.9
第22期 (平成21年 4月28日 ~ 平成21年10月26日)	26.8
第23期 (平成21年10月27日 ~ 平成22年 4月26日)	9.3
第24期 (平成22年 4月27日 ~ 平成22年10月25日)	13.3

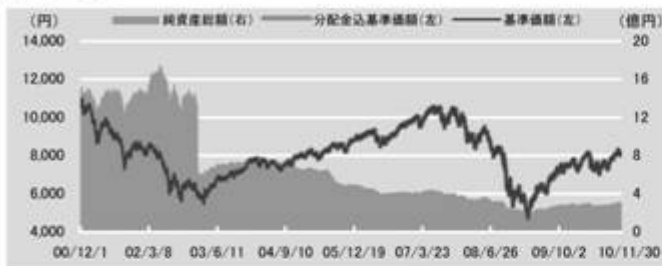
(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

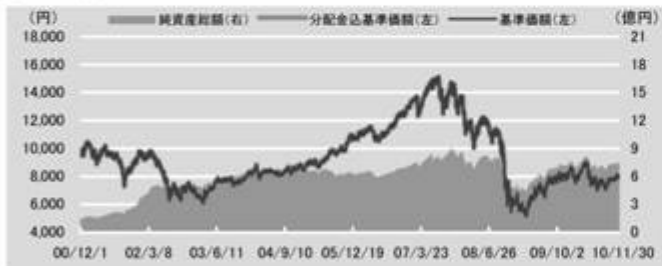
基準日：2010年11月30日

基準価額・純資産の推移(2000/12/1～2010/11/30)

Aコース



Bコース



分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2010年10月	0円
2010年4月	0円
2009年10月	0円
2009年4月	0円
2008年10月	0円
設定来累計	100円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2010年10月	0円
2010年4月	0円
2009年10月	0円
2009年4月	0円
2008年10月	0円
設定来累計	50円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

なお、分配金込基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

順位	銘柄	国	比率(%)
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	1.67
2	APPLE INC	アメリカ	1.32
3	MICROSOFT CORPORATION	アメリカ	0.93
4	NESTLE SA-REG	スイス	0.90
5	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP.	アメリカ	0.84
6	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	0.83
7	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	0.83
8	GENERAL ELECTRIC CO.	アメリカ	0.80
9	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	0.78
10	AT&T INC	アメリカ	0.77

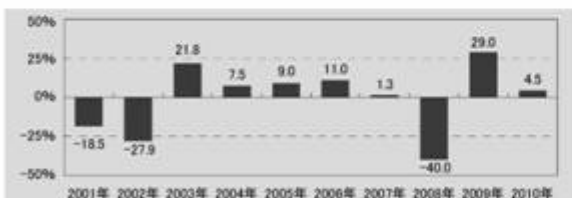
マザーファンドにおける
国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	50.7
イギリス	10.0
カナダ	5.6
フランス	4.4
スイス	4.3

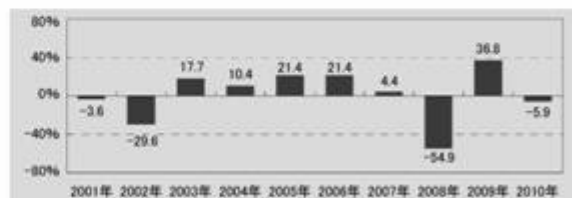
※ 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2010年は11月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第5期 (平成12年10月26日～平成13年 4月25日)	121,464,276	3,074,874
第6期 (平成13年 4月26日～平成13年10月25日)	227,927,911	13,830,186
第7期 (平成13年10月26日～平成14年 4月25日)	379,182,716	14,780,013
第8期 (平成14年 4月26日～平成14年10月25日)	249,363,562	81,382,035
第9期 (平成14年10月26日～平成15年 4月25日)	66,295,127	1,223,636,308
第10期 (平成15年 4月26日～平成15年10月27日)	62,851,879	98,751,605
第11期 (平成15年10月28日～平成16年 4月26日)	52,175,888	66,517,862
第12期 (平成16年 4月27日～平成16年10月25日)	35,331,917	172,098,908
第13期 (平成16年10月26日～平成17年 4月25日)	30,460,201	93,453,948
第14期 (平成17年 4月26日～平成17年10月25日)	21,045,184	243,559,545
第15期 (平成17年10月26日～平成18年 4月25日)	15,253,700	110,994,424
第16期 (平成18年 4月26日～平成18年10月25日)	12,749,495	61,085,261
第17期 (平成18年10月26日～平成19年 4月25日)	27,042,786	38,954,600
第18期 (平成19年 4月26日～平成19年10月25日)	16,992,080	57,504,904
第19期 (平成19年10月26日～平成20年 4月25日)	10,654,548	9,496,955
第20期 (平成20年 4月26日～平成20年10月27日)	15,665,874	15,360,726
第21期 (平成20年10月28日～平成21年 4月27日)	20,161,446	24,257,442
第22期 (平成21年 4月28日～平成21年10月26日)	30,445,401	30,677,723
第23期 (平成21年10月27日～平成22年 4月26日)	26,751,746	30,401,450
第24期 (平成22年 4月27日～平成22年10月25日)	39,773,577	42,025,100

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第5期 (平成12年10月26日～平成13年 4月25日)	60,096,387	15,885,977
第6期 (平成13年 4月26日～平成13年10月25日)	121,930,703	4,963,331
第7期 (平成13年10月26日～平成14年 4月25日)	262,427,957	9,601,797
第8期 (平成14年 4月26日～平成14年10月25日)	193,044,366	31,422,049
第9期 (平成14年10月26日～平成15年 4月25日)	79,637,936	32,826,480
第10期 (平成15年 4月26日～平成15年10月27日)	123,293,363	81,397,667

第11期 (平成15年10月28日～平成16年4月26日)	80,081,020	86,319,255
第12期 (平成16年4月27日～平成16年10月25日)	56,297,197	63,962,133
第13期 (平成16年10月26日～平成17年4月25日)	60,071,413	109,708,768
第14期 (平成17年4月26日～平成17年10月25日)	40,911,109	148,116,966
第15期 (平成17年10月26日～平成18年4月25日)	34,624,316	93,869,623
第16期 (平成18年4月26日～平成18年10月25日)	37,480,828	46,942,447
第17期 (平成18年10月26日～平成19年4月25日)	47,239,914	43,631,022
第18期 (平成19年4月26日～平成19年10月25日)	160,997,739	103,566,704
第19期 (平成19年10月26日～平成20年4月25日)	109,705,184	56,760,291
第20期 (平成20年4月26日～平成20年10月27日)	112,960,067	41,041,094
第21期 (平成20年10月28日～平成21年4月27日)	118,216,656	17,566,959
第22期 (平成21年4月28日～平成21年10月26日)	100,126,897	51,320,161
第23期 (平成21年10月27日～平成22年4月26日)	73,712,378	55,612,692
第24期 (平成22年4月27日～平成22年10月25日)	63,556,261	34,437,016

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングの申込みを受付けます。

「スイッチング」とは、「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する各ファンドを一部解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日に「ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）」を構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

また、Aコース（為替ヘッジ付き）及びBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングを行う場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・ フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日にあたる日を除きます。）の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・ フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、「Aコース（為替ヘッジ付き）」は「セインA」、「Bコース（為替ヘッジなし）」は「セインB」として、前日付の基準価額が掲載されます。

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月26日から10月25日まで及び10月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

< 投資顧問契約 >

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

ます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- a. 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- c. 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

- a. 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払いを開始します。
- c. 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了」または「信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了(口)」または「信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第23期計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）及び第24期計算期間（平成22年4月27日から平成22年10月25日まで）について、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）及び第24期計算期間（平成22年4月27日から平成22年10月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	464,794	30,000
親投資信託受益証券	315,825,975	300,115,744
派生商品評価勘定	-	8,305,834
流動資産合計	316,290,769	308,451,578
資産合計		
	316,290,769	308,451,578
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,150,020	173,526
未払解約金	-	2,799,185
未払受託者報酬	151,278	149,281
未払委託者報酬	1,255,551	1,238,911
その他未払費用	144,012	142,105
流動負債合計	8,700,861	4,503,008
負債合計		
	8,700,861	4,503,008
純資産の部		
元本等		
元本	377,815,289	375,563,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	70,225,381	71,615,196
（分配準備積立金）	47,508,314	44,524,689
元本等合計	307,589,908	303,948,570
純資産合計		
	307,589,908	303,948,570
負債純資産合計		
	316,290,769	308,451,578

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期計算期間 (自平成21年10月27日 至平成22年4月26日)	第24期計算期間 (自平成22年4月27日 至平成22年10月25日)
営業収益		
受取利息	1	17
有価証券売買等損益	28,662,094	38,128,725
為替差損益	479,262	37,391,653
営業収益合計	28,182,833	737,055
営業費用		
受託者報酬	151,278	149,281
委託者報酬	1,255,551	1,238,911
その他費用	144,012	142,105
営業費用合計	1,550,841	1,530,297
営業利益又は営業損失（ ）	26,631,992	2,267,352
経常利益又は経常損失（ ）	26,631,992	2,267,352
当期純利益又は当期純損失（ ）	26,631,992	2,267,352
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	802,248	2,143,607
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	97,969,776	70,225,381
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,848,291	7,974,310
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,848,291	7,974,310
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,933,640	9,240,380
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,933,640	9,240,380
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	70,225,381	71,615,196

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期計算期間 (自平成21年10月27日 至平成22年4月26日)	第24期計算期間 (自平成22年4月27日 至平成22年10月25日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成22年4月25日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成22年4月26日としています。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	377,815,289口	375,563,766口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は70,225,381円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は71,615,196円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8141円 (8,141円)	0.8093円 (8,093円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期計算期間 (自平成21年10月27日 至平成22年4月26日)	第24期計算期間 (自平成22年4月27日 至平成22年10月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.19%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,714,013円)、収益調整金(57,894,195円)、分配準備積立金(44,794,301円)より、分配対象収益は、105,402,509円(1万口当たり2,789円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,985,276円)、収益調整金(62,354,061円)、分配準備積立金(42,539,413円)より、分配対象収益は、106,878,750円(1万口当たり2,845円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第23期計算期間 (自平成21年10月27日 至平成22年4月26日)	第24期計算期間 (自平成22年4月27日 至平成22年10月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等）、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。</p> <p>運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期計算期間 （平成22年4月26日現在）	第24期計算期間 （平成22年10月25日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はいくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	28,722,230	33,120,907
合計	28,722,230	33,120,907

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第23期計算期間(平成22年4月26日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	162,700,384	-	165,774,400	3,074,016
	カナダドル	16,236,486	-	16,968,600	732,114
	ユーロ	48,436,908	-	49,182,900	745,992
	イギリスポンド	30,331,334	-	31,983,600	1,652,266
	スイスフラン	11,283,714	-	11,419,200	135,486
	スウェーデンクローナ	5,486,827	-	5,654,500	167,673
	オーストラリアドル	12,530,430	-	13,105,500	575,070
	香港ドル	3,453,197	-	3,520,600	67,403
合計	290,459,280	-	297,609,300	7,150,020	

区分	種類	第24期計算期間(平成22年10月25日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	162,614,080	-	156,677,400	5,936,680
	カナダドル	16,355,000	-	15,854,000	501,000
	ユーロ	46,440,167	-	46,600,600	160,433
	イギリスポンド	31,981,224	-	30,614,400	1,366,824
	スイスフラン	11,119,966	-	10,812,100	307,866
	スウェーデンクローナ	6,018,807	-	6,031,900	13,093
	オーストラリアドル	12,893,328	-	12,848,000	45,328
	香港ドル	4,018,336	-	3,870,200	148,136
合計	291,440,908	-	283,308,600	8,132,308	

(注1) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
元本の推移 期首元本額	381,464,993円	377,815,289円

期中追加設定元本額	26,751,746円	39,773,577円
期中一部解約元本額	30,401,450円	42,025,100円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	323,365,741	300,115,744	
合計		323,365,741	300,115,744	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記)取引の時価等に関する事項で記載しております。

【ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	186,694	63,403
親投資信託受益証券	820,396,434	734,713,361
流動資産合計	820,583,128	734,776,764
資産合計	820,583,128	734,776,764
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	514,594
未払受託者報酬	383,640	370,813
未払委託者報酬	3,184,141	3,077,689
その他未払費用	365,305	353,095
流動負債合計	3,933,086	4,316,191
負債合計	3,933,086	4,316,191
純資産の部		
元本等		
元本	905,746,743	934,865,988
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,096,701	204,405,415
（分配準備積立金）	195,343,696	193,173,270
元本等合計	816,650,042	730,460,573
純資産合計	816,650,042	730,460,573
負債純資産合計	820,583,128	734,776,764

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期計算期間 (自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日)	第24期計算期間 (自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月25日)
営業収益		
受取利息	14	18
有価証券売買等損益	73,148,257	104,017,157
営業収益合計	73,148,271	104,017,139
営業費用		
受託者報酬	383,640	370,813
委託者報酬	3,184,141	3,077,689
その他費用	365,305	353,095
営業費用合計	3,933,086	3,801,597
営業利益又は営業損失（ ）	69,215,185	107,818,736
経常利益又は経常損失（ ）	69,215,185	107,818,736
当期純利益又は当期純損失（ ）	69,215,185	107,818,736
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	88,607	4,136,117
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	155,563,823	89,096,701
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,888,464	3,624,164
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,888,464	3,624,164
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,725,134	15,250,259
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,725,134	15,250,259
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,096,701	204,405,415

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期計算期間 (自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日)	第24期計算期間 (自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月25日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成22年4月25日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成22年4月26日としています。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	905,746,743口	934,865,988口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は89,096,701円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は204,405,415円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9016円 (9,016円)	0.7814円 (7,814円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期計算期間 (自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日)	第24期計算期間 (自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.19%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,945,755円)、収益調整金(379,467,716円)、分配準備積立金(188,397,941円)より、分配対象収益は、574,811,412円(1万口当たり6,346円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,932,319円)、収益調整金(405,226,493円)、分配準備積立金(188,240,951円)より、分配対象収益は、598,399,763円(1万口当たり6,400円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第23期計算期間 (自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日)	第24期計算期間 (自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。</p> <p>運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。</p>	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 売買目的有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在) 計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在) 計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	73,942,871	99,725,801
合計	73,942,871	99,725,801

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第23期計算期間 (平成22年4月26日現在)	第24期計算期間 (平成22年10月25日現在)
元本の推移		
期首元本額	887,647,057円	905,746,743円
期中追加設定元本額	73,712,378円	63,556,261円

期中一部解約元本額	55,612,692円	34,437,016円
-----------	-------------	-------------

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・世界株式インデックス・マザー	791,631,679	734,713,361	
合計		791,631,679	734,713,361	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成22年4月26日現在)	(平成22年10月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	35,126,835	43,384,774
コール・ローン	14,563,912	6,973,436
株式	1,053,188,118	953,725,257
新株予約権証券	-	7,239
投資信託受益証券	1,356,293	1,400,499
投資証券	15,603,410	15,335,544
派生商品評価勘定	1,722,574	2,421,408
未収入金	5	5,897
未収配当金	1,890,277	896,938
未収利息	27	13
差入委託証拠金	12,832,019	10,691,336
流動資産合計	1,136,283,470	1,034,842,341
資産合計	1,136,283,470	1,034,842,341
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,135	2,762
流動負債合計	15,135	2,762
負債合計	15,135	2,762
純資産の部		
元本等		
元本	1,066,374,857	1,114,997,420
剰余金		
剰余金又は欠損金()	69,893,478	80,157,841
元本等合計	1,136,268,335	1,034,839,579
純資産合計	1,136,268,335	1,034,839,579
負債純資産合計	1,136,283,470	1,034,842,341

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成21年10月27日 至平成22年4月26日)	(自平成22年4月27日 至平成22年10月25日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるのが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。</p> <p>(2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>(1)同左</p> <p>(2)同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年4月26日現在)	(平成22年10月25日現在)
1. 受益権の総数	1,066,374,857口	1,114,997,420口
2. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は80,157,841円です
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0655円 (10,655円)	0.9281円 (9,281円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日)	(自 平成22年 4月27日 至 平成22年10月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。 運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年4月26日現在)	(平成22年10月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成22年4月26日現在)	(平成22年10月25日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	87,891,664	10,522,070
新株予約権証券	-	814
投資信託受益証券	35,883	95,653
投資証券	1,810,536	875,585
合計	89,738,083	9,550,018

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成22年4月26日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成22年10月25日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	4,500,000	-	4,502,762	2,762
	合計	4,500,000	-	4,502,762	2,762

(注1) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
同計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(株式関連)

区分	種類	(平成22年4月26日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	57,287,939	-	58,995,378	1,707,439
	合計	57,287,939	-	58,995,378	1,707,439

区分	種類	(平成22年10月25日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1 年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	51,436,071	-	53,857,479	2,421,408
	合計	51,436,071	-	53,857,479	2,421,408

(注1) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成22年4月26日現在)	(平成22年10月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,066,925,771円	1,066,374,857円
期中追加設定元本額	87,475,433円	110,940,007円
期中一部解約元本額	88,026,347円	62,317,444円
期末元本額	1,066,374,857円	1,114,997,420円
2. 元本の内訳		
ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型)		
Aコース(為替ヘッジ付き)	296,411,052円	323,365,741円
ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型)		
Bコース(為替ヘッジなし)	769,963,805円	791,631,679円

[次へ](#)

(3) 附属明細表
有価証券明細表
(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	100	44.50	4,450.00	
	ANADARCO PETROLEUM CORP	270	62.51	16,877.70	
	APACHE CORP	190	101.30	19,247.00	
	ARCH COAL INC	110	24.91	2,740.10	
	BAKER HUGHES, INC	284	46.57	13,225.88	
	CABOT OIL & GAS CORP	100	30.88	3,088.00	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	180	42.92	7,725.60	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	350	21.20	7,420.00	
	CHEVRON CORP	1,117	84.55	94,442.35	
	CIMAREX ENERGY CO	50	72.60	3,630.00	
	CONOCOPHILLIPS	790	61.67	48,719.30	
	CONSOL ENERGY INC	140	39.03	5,464.20	
	DENBURY RESOURCES INC	200	17.07	3,414.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	230	65.23	15,002.90	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	30	69.51	2,085.30	
	EL PASO CORPORATION	436	13.18	5,746.48	
	EOG RESOURCES INC	130	97.31	12,650.30	
	EQT CORP	90	37.42	3,367.80	
	EXXON MOBIL CORP	2,954	66.34	195,968.36	
	FMC TECHNOLOGIES INC	60	72.30	4,338.00	
	HALLIBURTON CO	512	34.18	17,500.16	
	HELMERICH & PAYNE	50	41.57	2,078.50	
	HESS CORP	190	63.25	12,017.50	
	MARATHON OIL CORP	380	35.61	13,531.80	
	MURPHY OIL CORP	120	65.39	7,846.80	
	NABORS INDUSTRIES LTD	150	19.35	2,902.50	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	294	48.59	14,285.46	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	100	59.11	5,911.00	
	NOBLE CORP	160	34.17	5,467.20	
	NOBLE ENERGY INC	100	78.24	7,824.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	450	79.58	35,811.00	
	PEABODY ENERGY CORP	150	51.04	7,656.00	
	PETROHAWK ENERGY CORP	150	17.32	2,598.00	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	110	72.61	7,987.10	
	PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	100	26.97	2,697.00	
	PRIDE INTERNATIONAL INC	200	31.07	6,214.00	
	QEP RESOURCES INC	90	31.80	2,862.00	
	RANGE RESOURCES CORP	100	36.75	3,675.00	
	ROWAN COMPANIES INC	60	32.24	1,934.40	
	SCHLUMBERGER LTD.	726	67.77	49,201.02	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	220	33.91	7,460.20	
	SPECTRA ENERGY CORP	420	23.78	9,987.60	
	SUNOCO INC	100	39.20	3,920.00	
	TRANSOCEAN LTD	179	65.24	11,677.96	
	ULTRA PETROLEUM CORP	100	41.68	4,168.00	
	VALERO ENERGY CORP	320	17.65	5,648.00	
	WEATHERFORD INTLLTD	460	17.28	7,948.80	
	WILLIAMS COS INC	290	20.99	6,087.10	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	110	84.74	9,321.40	
	AIRGAS INC	50	70.13	3,506.50	
ALCOA INC	630	12.73	8,019.90		
ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	30	46.83	1,404.90		
BALL CORP	50	61.38	3,069.00		
CELANESE CORP-SERIES A	100	33.75	3,375.00		
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30	117.65	3,529.50		
CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	70	64.60	4,522.00		
CROWN HOLDINGS INC	100	30.85	3,085.00		
DOW CHEMICAL COMPANY	620	30.20	18,724.00		
DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	540	46.83	25,288.20		
ECOLAB INC	160	51.56	8,249.60		
FREEPORT-MCMORAN COPRER-B	260	94.04	24,450.40		
INTERNATIONAL PAPER	248	23.68	5,872.64		

LUBRIZOL CORP	30	112.75	3,382.50
MARTIN MARIETTA MATERIALS	40	78.91	3,156.40
MEADWESTVACO CORP	200	25.14	5,028.00
MONSANTO CO	286	57.15	16,344.90
MOSAIC CO/THE	90	65.96	5,936.40
NEWMONT MINING CORPORATION	290	59.36	17,214.40
NUCOR CORP	180	37.88	6,818.40
OWENS-ILLINOIS INC	150	28.96	4,344.00
PACTIV CORPORATION	100	33.17	3,317.00
PPG INDUSTRIES INC	100	76.43	7,643.00
PRAXAIR INC.	180	92.18	16,592.40
SHERWIN WILLIAMS COMPANY	80	72.98	5,838.40
SIGMA-ALDRICH	60	62.29	3,737.40
UNITED STATES STEEL CORP	70	42.28	2,959.60
VULCAN MATERIALS CO	60	36.70	2,202.00
WEYERHAEUSER CO.	312	15.72	4,904.64
3M CO	370	90.44	33,462.80
AGCO CORP	100	44.02	4,402.00
AMETEK INC	100	49.87	4,987.00
BOEING CO	410	71.26	29,216.60
BUCYRUS INTERNATIONAL INC	40	68.44	2,737.60
CATERPILLAR, INC	350	78.33	27,415.50
COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	80	52.74	4,219.20
CUMMINS INC	120	93.63	11,235.60
DANAHER CORP	280	43.18	12,090.40
DEERE AND CO	260	77.25	20,085.00
DOVER CORPORATION	110	53.18	5,849.80
EATON CORP	90	87.87	7,908.30
EMERSON ELECTRIC CO.	410	54.51	22,349.10
FASTENAL CO	70	52.90	3,703.00
FLOWSERVE CORP	30	114.18	3,425.40
FLUOR CORP	120	49.47	5,936.40
FOSTER WHEELER AG	100	24.03	2,403.00
GENERAL DYNAMICS CORPORATION	200	64.50	12,900.00
GENERAL ELECTRIC CO.	6,123	16.07	98,396.61
GOODRICH CORP	60	80.49	4,829.40
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	410	47.26	19,376.60
ILLINOIS TOOL WORKS, INC.	270	46.69	12,606.30
INGERSOLL-RANDPLC	160	39.35	6,296.00
ITT CORP	140	48.51	6,791.40
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	40	39.21	1,568.40
JOY GLOBAL INC	50	69.31	3,465.50
KBR INC	80	25.20	2,016.00
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	80	69.80	5,584.00
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	180	71.78	12,920.40
MASCO CORP.	300	10.95	3,285.00
NORTHROP GRUMMAN CORPORATION	170	61.90	10,523.00
PACCAR INC	190	50.81	9,653.90
PALL CORP	100	43.43	4,343.00
PARKER HANNIFIN CORP.	105	76.31	8,012.55
PENTAIR INC	100	34.39	3,439.00
PRECISION CASTPARTS CORP	80	139.52	11,161.60
QUANTA SERVICES INC	110	19.40	2,134.00
RAYTHEON COMPANY	220	47.60	10,472.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	90	62.71	5,643.90
ROCKWELL COLLINS	130	61.39	7,980.70
ROPER INDUSTRIES INC	50	69.50	3,475.00
TEXTRON, INC	160	20.95	3,352.00
TYCO INTERNATIONAL LTD	265	38.54	10,213.10
UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	500	74.94	37,470.00
VW GRAINGER INC	30	122.61	3,678.30
CINTAS CORPORATION	100	28.08	2,808.00
EQUIFAX INC	90	32.72	2,944.80
IRON MOUNTAIN INC	80	22.61	1,808.80
PITNEY-BOWES	130	22.11	2,874.30
R.R. DONNELLEY & SONS COMPANY	130	18.40	2,392.00
REPUBLIC SERVICES INC	271	30.71	8,322.41
ROBERT HALF INTL INC	160	27.36	4,377.60

STERICYCLE INC	30	72.21	2,166.30
WASTE MANAGEMENT INC	270	36.79	9,933.30
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	120	72.52	8,702.40
CSX CORPORATION	230	61.18	14,071.40
EXPEDITORS INTLWASH INC	110	49.57	5,452.70
FEDEX CORP	190	88.86	16,883.40
NORFOLK SOUTHERN CORPORATION	190	62.10	11,799.00
SOUTHWEST AIRLINES CO.	300	13.47	4,041.00
UNION PACIFIC CORP	280	86.35	24,178.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	400	69.83	27,932.00
BORGWARNER INC	100	54.06	5,406.00
FORD MOTOR COMPANY	1,610	13.95	22,459.50
HARLEY-DAVIDSON INC	130	31.32	4,071.60
JOHNSON CONTROLS INC.	400	34.18	13,672.00
COACH INC	190	44.55	8,464.50
DR HORTON INC	200	10.61	2,122.00
FORTUNE BRANDS INC.	90	56.05	5,044.50
GARMIN LTD	50	31.92	1,596.00
HASBRO INC	60	46.00	2,760.00
LEGGETT AND PLATT INC	200	21.01	4,202.00
MATTEL INC.	300	23.25	6,975.00
NEWELL RUBBERMAID INC	250	18.07	4,517.50
NIKE INC. CLASS B	230	81.92	18,841.60
POLO RALPH LAUREN CORP	30	94.03	2,820.90
PULTE GROUP INC	210	8.24	1,730.40
STANLEY BLACK & DECKER INC	76	61.11	4,644.36
TOLL BROTHERS INC	100	18.40	1,840.00
VF CORP	50	86.00	4,300.00
WHIRLPOOL CORP	40	85.56	3,422.40
APOLLO GROUP INC-CL A	100	36.05	3,605.00
BLOCK H AND R INC	200	10.79	2,158.00
CARNIVAL CORP	240	40.15	9,636.00
DARDEN RESTAURANTS INC	100	46.87	4,687.00
INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY	270	14.81	3,998.70
LAS VEGAS SANDS CORP	170	38.78	6,592.60
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	200	37.29	7,458.00
MCDONALD'S CORP	600	78.55	47,130.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	200	11.25	2,250.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	100	34.87	3,487.00
STARBUCKS CORP	380	28.49	10,826.20
STARWOOD HOTELS & RESORTS	120	56.96	6,835.20
WYNN RESORTS LTD	30	104.42	3,132.60
YUM! BRANDS INC	300	49.57	14,871.00
CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	200	26.49	5,298.00
CBS CORP-CL B	315	17.18	5,411.70
COMCAST CORP CL-A	1,120	19.46	21,795.20
COMCAST CORPORATION SPECIAL CLASS A	510	18.27	9,317.70
DIRECTV-CLASS A	520	42.77	22,240.40
DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	98	43.73	4,285.54
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	98	38.61	3,783.78
DISH NETWORK CORP-A	200	19.41	3,882.00
INTERPUBLIC GROUP OF COMPANIES, INC.	300	10.43	3,129.00
LIBERTY GLOBAL INC-A	118	34.80	4,106.40
LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	118	34.37	4,055.66
MCGRAW HILL COMPANIES INC.	190	36.40	6,916.00
NEWS CORP INC-CL A	1,114	14.40	16,041.60
NEWS CORP-CLASS B	224	16.06	3,597.44
OMNICOM GROUP	180	43.23	7,781.40
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	100	48.28	4,828.00
TIME WARNER CABLE	184	57.39	10,559.76
TIME WARNER INC	656	31.52	20,677.12
VIACOM INC CLASS-B	295	37.18	10,968.10
VIRGIN MEDIA INC	200	24.29	4,858.00
WALT DISNEY CORPORATION	1,090	34.97	38,117.30
ADVANCE AUTO PARTS INC	50	61.40	3,070.00
AMAZON COM INC	200	169.13	33,826.00

AUTONATION INC	100	23.82	2,382.00
AUTOZONE INC	20	234.72	4,694.40
BED BATH & BEYOND INC	200	44.02	8,804.00
BEST BUY CO INC	230	42.74	9,830.20
CARMAX INC	150	29.54	4,431.00
DOLLAR TREE INC	75	51.73	3,879.75
EXPEDIA INC	150	28.28	4,242.00
FAMILY DOLLAR STORES	70	45.42	3,179.40
GAP INC.	355	19.15	6,798.25
GENUINE PARTS CO	100	47.49	4,749.00
HOME DEPOT INC	970	31.48	30,535.60
J.C. PENNEY CO INC	100	32.55	3,255.00
KOHL'S CORP	210	52.89	11,106.90
LIBERTY MEDIA INTERACTIVE A	296	14.65	4,336.40
LIMITED BRANDS INC	160	29.06	4,649.60
LOWE'S COMPANIES	830	22.00	18,260.00
MACY'S INC	244	22.18	5,411.92
NETFLIX INC	30	168.10	5,043.00
NORDSTROM INC	80	36.89	2,951.20
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	100	54.06	5,406.00
PETSMART INC	100	36.39	3,639.00
PRICELINE.COM INC	20	363.50	7,270.00
ROSS STORES INC	60	57.62	3,457.20
STAPLES INC	395	20.61	8,140.95
TARGET CORP	430	53.87	23,164.10
TIFFANY & CO	130	50.48	6,562.40
TJX COMPANIES INC	260	44.86	11,663.60
URBAN OUTFITTERS INC	100	30.30	3,030.00
COSTCO WHOLESALE CORP	230	64.03	14,726.90
CVS CAREMARK CORP	750	31.40	23,550.00
KROGER COMPANY	400	21.80	8,720.00
SAFEWAY INC	280	22.29	6,241.20
SYSCO CORPORATION COM.	390	29.56	11,528.40
WAL-MART STORES INC.	1,170	54.09	63,285.30
WALGREEN COMPANY	530	34.07	18,057.10
WHOLE FOODS MARKET INC	100	39.89	3,989.00
ALTRIA GROUP INC	1,190	24.92	29,654.80
ARCHER DANIELS MIDLAND CO	404	33.54	13,550.16
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	40	61.93	2,477.20
BUNGE LIMITED	80	61.74	4,939.20
CAMPBELL SOUP COMPANY	120	36.37	4,364.40
COCA-COLA ENTERPRISES	160	24.63	3,940.80
CONAGRA FOODS INC	350	22.95	8,032.50
CONSTELLATION BRANDS INC-A	200	19.29	3,858.00
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	134	35.89	4,809.26
GENERAL MILLS INC	360	37.30	13,428.00
HANSEN NATURAL CORP	50	51.68	2,584.00
HERSHEY FOODS CORP	140	49.91	6,987.40
HJ HEINZ CO	190	49.55	9,414.50
JM SMUCKER CO/THE	60	63.03	3,781.80
KELLOGG CO	170	49.57	8,426.90
KRAFT FOODS INC-A	962	31.90	30,687.80
LORILLARD INC	110	84.05	9,245.50
MCCORMICK & CO-NON VGT SHRS	100	43.40	4,340.00
MEAD JOHNSON NUTRITION CO-A	100	59.04	5,904.00
MOLSON COORS BREWING CO -B	90	48.53	4,367.70
PEPSICO INC.	927	65.01	60,264.27
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,080	58.13	62,780.40
REYNOLDS AMERICAN INC	120	62.74	7,528.80
SARA LEE CORP	420	14.50	6,090.00
THE COCA-COLA COMPANY	1,160	61.61	71,467.60
TYSON FOODS INC-CL A	300	15.63	4,689.00
AVON PRODUCTS INC.	320	34.43	11,017.60
CLOROX COMPANY	100	68.19	6,819.00
COLGATE-PALMOLIVECO	270	76.84	20,746.80
ESTEE LAUDER COMPANIES CLASS A	60	66.26	3,975.60
KIMBERLY CLARK CORP. COM.	230	66.56	15,308.80
PROCTER & GAMBLE CO	1,637	63.40	103,785.80

AETNA INC	260	31.20	8,112.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	160	32.10	5,136.00
BARD (C.R.) INC	60	83.01	4,980.60
BAXTER INTERNATIONAL INC.	360	51.12	18,403.20
BECKMAN COULTER INC	100	49.91	4,991.00
BECTON DICKINSON & COMPANY	130	76.40	9,932.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP.	1,055	6.30	6,646.50
CARDINAL HEALTH INC	190	31.99	6,078.10
CAREFUSION CORP	95	24.70	2,346.50
CERNER CORP	30	88.11	2,643.30
CIGNA CORPORATION	180	36.17	6,510.60
COVENTRY HEALTH CARE INC	130	23.54	3,060.20
COVIDIEN PLC	265	39.53	10,475.45
DAVITA INC	50	71.65	3,582.50
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	130	32.63	4,241.90
EDWARDS LIFESCIENCES CORPORATION	60	66.24	3,974.40
EXPRESS SCRIPTS INC	280	49.00	13,720.00
HENRY SCHEIN INC	40	59.46	2,378.40
HOLOGIC INC	100	16.19	1,619.00
HOSPIRA INC	120	59.39	7,126.80
HUMANA INC	100	56.97	5,697.00
INTUITIVE SURGICAL INC	20	265.84	5,316.80
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	50	79.16	3,958.00
MCKESSON CORP	148	61.08	9,039.84
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	270	51.34	13,861.80
MEDTRONIC INC.	620	35.75	22,165.00
QUEST DIAGNOSTICS	130	49.03	6,373.90
ST JUDE MEDICAL INC	210	38.83	8,154.30
STRYKER CORP	150	50.59	7,588.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	660	37.26	24,591.60
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	60	61.03	3,661.80
WELLPOINT INC	290	57.54	16,686.60
ZIMMER HOLDINGS INC	130	51.29	6,667.70
ABBOTT LABORATORIES	840	52.56	44,150.40
ALLERGAN INC	210	71.83	15,084.30
AMGEN INC	570	57.55	32,803.50
BIOGEN IDEC INC	170	58.75	9,987.50
BRISTOL MYERS SQUIBB CO.	1,030	26.96	27,768.80
CELGENE CORP	240	58.81	14,114.40
CEPHALON INC	70	64.10	4,487.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	100	32.43	3,243.00
ELI LILLY & CO	640	35.40	22,656.00
FOREST LABORATORIES INC	160	33.92	5,427.20
GENZYME CORP-GENL DIVISION	140	72.45	10,143.00
GILEAD SCIENCES INC	500	39.11	19,555.00
HUMAN GENOME SCIENCES INC	110	26.49	2,913.90
ILLUMINA INC	100	50.90	5,090.00
JOHNSON & JOHNSON	1,540	63.81	98,267.40
LIFE TECHNOLOGIES CORP	90	47.15	4,243.50
MERCK & CO. INC.	1,709	37.10	63,403.90
MYLAN INC	160	19.40	3,104.00
PERRIGO CO	100	65.00	6,500.00
PFIZER INC	4,589	17.51	80,353.39
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	270	49.66	13,408.20
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	100	36.43	3,643.00
WARNER CHILCOTT PLC-CLASS A	100	23.70	2,370.00
WATERS CORP	70	72.53	5,077.10
BB&T CORPORATION	370	22.62	8,369.40
CIT GROUP INC	120	40.38	4,845.60
COMERICA INC.	100	36.26	3,626.00
FIFTH THIRD BANCORP	430	12.86	5,529.80
HUDSON CITY BANCORP INC	320	11.53	3,689.60
KEYCORP	470	8.30	3,901.00
M & T BANK CORP	50	74.44	3,722.00
MARSHALL & ILSLEY CORP	300	6.17	1,851.00
NEWYORK COMMUNITY BANCORP	210	16.85	3,538.50
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	180	12.61	2,269.80

PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	282	54.72	15,431.04
REGIONS FINANCIAL CORP	700	7.14	4,998.00
SUNTRUST BANKS INC.	239	26.20	6,261.80
U.S. BANCORP	1,055	23.59	24,887.45
WELLS FARGO & COMPANY	2,840	26.13	74,209.20
AMERICAN EXPRESS COMPANY	640	39.03	24,979.20
AMERIPRISE FINANCIAL INC	120	51.02	6,122.40
BANK OF AMERICA CORP	5,767	11.44	65,974.48
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	654	25.27	16,526.58
BLACKROCK INC	20	167.56	3,351.20
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	230	39.14	9,002.20
CHARLES SCHWAB CORPORATION	550	14.98	8,239.00
CITIGROUP INC	14,025	4.11	57,642.75
CME GROUP INC	40	283.69	11,347.60
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	275	17.41	4,787.75
EATON VANCE CORP	100	29.54	2,954.00
FRANKLIN RESOURCES INC	100	115.87	11,587.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	270	157.76	42,595.20
INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	30	116.84	3,505.20
INVESCO LTD	308	22.32	6,874.56
JEFFERIES GROUP INC (NEW)	100	23.83	2,383.00
JP MORGAN CHASE&CO	2,230	37.73	84,137.90
LEGG MASON INC	70	31.18	2,182.60
LEUCADIA NATIONAL CORP	200	25.10	5,020.00
MOODY'S CORPORATION	140	26.84	3,757.60
MORGAN STANLEY	760	24.52	18,635.20
NASDAQ OMX GROUP/THE	100	20.65	2,065.00
NORTHERN TRUST CORPORATION	110	47.81	5,259.10
NYSE EURONEXT	130	30.29	3,937.70
SLM CORP	320	11.53	3,689.60
STATE STREET CORP	300	40.40	12,120.00
T ROWE PRICE GROUP INC	160	54.89	8,782.40
TD AMERITRADE HOLDING CORP	130	16.68	2,168.40
ACE LTD	220	60.38	13,283.60
AFLAC INCORPORATED	290	55.46	16,083.40
ALLSTATE CORPORATION	270	32.79	8,853.30
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	80	41.56	3,324.80
AON CORPORATION	170	40.02	6,803.40
ASSURANT INC	30	41.37	1,241.10
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	420	83.34	35,002.80
CHUBB CORP	200	57.92	11,584.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	150	30.49	4,573.50
EVEREST RE GROUP LTD	30	84.06	2,521.80
FIDELITY NATIONAL FINL-A	100	12.77	1,277.00
GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	300	13.38	4,014.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	200	23.95	4,790.00
LINCOLN NATIONAL CORPORATION	240	26.01	6,242.40
LOEWS CORP	200	39.70	7,940.00
MARSH & MCLENNAN COMPANIES	410	25.19	10,327.90
METLIFE INC	460	40.34	18,556.40
OLD REPUBLIC INTL CORP	100	13.98	1,398.00
PARTNERRE LTD	45	81.53	3,668.85
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	200	27.07	5,414.00
PROGRESSIVE CORP	400	20.97	8,388.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	290	52.71	15,285.90
THE TRAVELERS COS INC	310	55.10	17,081.00
UNUM GROUP	170	22.42	3,811.40
WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	90	31.67	2,850.30
WR BERKLEY CORP	130	27.81	3,615.30
XL GROUP PLC	239	21.98	5,253.22
ACCENTURE PLC-CL A	320	45.64	14,604.80
ACTIVISION BLIZZARD INC	300	11.20	3,360.00
ADOBE SYSTEMS INC	290	28.25	8,192.50
AKAMAI TECHNOLOGIES	90	47.66	4,289.40
AUTODESK INC	100	34.84	3,484.00
AUTOMATIC DATA PROCESSING	270	43.83	11,834.10
BMC SOFTWARE INC	70	44.25	3,097.50

CA INC	300	22.87	6,861.00
CITRIX SYSTEMS INC	100	60.80	6,080.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	180	67.96	12,232.80
COMPUTER SCIENCES CORP	130	49.79	6,472.70
EBAY INC	630	28.07	17,684.10
ELECTRONIC ARTS INC.	200	15.62	3,124.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	80	28.60	2,288.00
FISERV INC	130	55.65	7,234.50
GOOGLE INC-CL A	140	612.53	85,754.20
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP.	720	139.75	100,620.00
INTUIT INC	200	47.21	9,442.00
MASTERCARD INC-CLASS A	60	242.64	14,558.40
MCAFFEE INC	150	47.35	7,102.50
MICROSOFT CORPORATION	4,520	25.39	114,762.80
NUANCE COMMUNICATIONS INC	100	15.73	1,573.00
ORACLE CORP	2,285	29.02	66,310.70
PAYCHEX INC.	210	28.00	5,880.00
RED HAT INC	110	40.66	4,472.60
SAIC INC	200	15.76	3,152.00
SALESFORCE.COM INC	50	107.94	5,397.00
SYMANTEC CORP	580	15.70	9,106.00
TERADATA CORP	100	38.35	3,835.00
VERISIGN INC	200	32.86	6,572.00
VISA INC-CLASS A SHARES	250	79.29	19,822.50
VMWARE INC-CLASS A	30	75.90	2,277.00
WESTERN UNION CO	469	17.90	8,395.10
YAHOO INC	860	16.33	14,043.80
AGILENT TECHNOLOGIES INC	225	34.75	7,818.75
AMPHENOL CORP-CL A	90	49.12	4,420.80
APPLE INC	510	307.87	157,013.70
AVNET INC	100	28.80	2,880.00
CISCO SYSTEMS INC	3,210	23.49	75,402.90
CORNING INC	950	18.60	17,670.00
DELL INC	970	14.60	14,162.00
DOLBY LABORATORIES INC-CL A	50	62.56	3,128.00
EMC CORP/MASS	1,180	21.46	25,322.80
F5 NETWORKS INC	40	98.45	3,938.00
FLEXTRONICS INTLLTD	547	6.23	3,407.81
FLIR SYSTEMS INC	100	26.41	2,641.00
HARRIS CORPORATION	70	43.80	3,066.00
HEWLETT-PACKARD COMPANY	1,300	42.88	55,744.00
JUNIPER NETWORKS INC	360	31.94	11,498.40
MOTOROLA INC.	1,410	7.84	11,054.40
NETAPP INC	240	51.97	12,472.80
QUALCOMM INC	930	44.24	41,143.20
SANDISK CORP	120	36.99	4,438.80
SEAGATE TECHNOLOGY	270	15.18	4,098.60
TYCO ELECTRONICS LTD	275	31.40	8,635.00
WESTERN DIGITAL CORP	100	30.43	3,043.00
XEROX CORPORATION	730	11.42	8,336.60
AMERICAN TOWER CORP-CL A	230	50.22	11,550.60
AT&T INC	3,402	28.29	96,242.58
CENTURYLINK INC	157	40.59	6,372.63
CROWN CASTLE INTL CORP	230	42.56	9,788.80
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	567	8.79	4,983.93
NII HOLDINGS INC	90	38.44	3,459.60
QWEST COMMINTL	1,060	6.46	6,847.60
SBA COMMUNICATIONS CORP CL A	100	39.00	3,900.00
SPRINT NEXTEL CORP	1,707	4.85	8,278.95
VERIZON COMMUNICATIONS	1,590	32.09	51,023.10
WINDSTREAM CORP	250	12.45	3,112.50
AES CORPORATION	390	12.31	4,800.90
ALLEGHENY ENERGY INC	90	23.74	2,136.60
ALLIANT ENERGY CORP	100	36.62	3,662.00
AMEREN CORPORATION	170	28.83	4,901.10
AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	330	36.70	12,111.00
CALPINE CORP	200	12.20	2,440.00

	CENTERPOINT ENERGY INC	300	16.42	4,926.00
	CONSOLIDATED EDISON CO N.Y. INC.	190	49.12	9,332.80
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	120	31.38	3,765.60
	DOMINION RESOURCES	332	44.51	14,777.32
	DTE ENERGY COMPANY COM.	130	46.93	6,100.90
	DUKE ENERGY CORP	710	17.78	12,623.80
	EDISON INTERNATIONAL COMMON STOCK	220	35.99	7,917.80
	ENERGEN CORP	70	45.39	3,177.30
	ENTERGY CORP.	100	74.59	7,459.00
	EXELON CORPORATION	390	42.00	16,380.00
	FIRSTENERGY CORP	200	37.52	7,504.00
	NEXTERA ENERGY INC	210	55.45	11,644.50
	NISOURCE INC	100	17.71	1,771.00
	NORTHEAST UTILITIES	100	30.85	3,085.00
	NRG ENERGY INC	100	20.24	2,024.00
	PG&E CORP	210	47.66	10,008.60
	PINNACLE WEST CAPITAL	100	42.18	4,218.00
	PPL CORPORATION	260	26.91	6,996.60
	PROGRESS ENERGY INC	200	44.91	8,982.00
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	330	33.25	10,972.50
	SCANA CORP	100	41.20	4,120.00
	SEMPRA ENERGY	170	53.52	9,098.40
	SOUTHERN COMPANY	460	38.32	17,627.20
	WISCONSIN ENERGY CORP	60	59.49	3,569.40
	XCEL ENERGY INC	270	23.89	6,450.30
	ADVANCED MICRO DEVICES INC COM.	261	6.89	1,798.29
	ALTERA CORPORATION	160	29.48	4,716.80
	ANALOG DEVICES	260	32.01	8,322.60
	APPLIED MATERIALS INC	800	12.15	9,720.00
	BROADCOM CORP-CL A	225	37.60	8,460.00
	CREE INC	50	50.20	2,510.00
	FIRST SOLAR INC	20	145.55	2,911.00
	INTEL CORP	3,070	19.84	60,908.80
	KLA-TENCOR CORP	100	35.99	3,599.00
	LAM RESEARCH CORP	70	43.88	3,071.60
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	210	30.91	6,491.10
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	400	17.70	7,080.00
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	300	19.36	5,808.00
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	110	12.56	1,381.60
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	100	31.35	3,135.00
	MICRON TECHNOLOGY	550	7.68	4,224.00
	NVIDIA CORP	300	11.79	3,537.00
	TEXAS INSTRUMENTS, INC.	760	28.66	21,781.60
	XILINX INC	270	25.20	6,804.00
小計				6,295,498.46 (511,131,519)
カナダドル	CAMECO CORP	200	30.40	6,080.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	650	36.69	23,848.50
	CENOVUS ENERGY INC	400	28.98	11,592.00
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	100	40.78	4,078.00
	ENBRIDGE INC	200	55.55	11,110.00
	ENCANA CORP	400	28.26	11,304.00
	HUSKY ENERGY INC	123	25.23	3,103.29
	IMPERIAL OILLTD.	200	39.12	7,824.00
	NEXEN INC	282	22.29	6,285.78
	NIKO RESOURCES LTD	20	97.22	1,944.40
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	200	32.86	6,572.00
	PETROBANK ENERGY & RESOURCES	100	40.46	4,046.00
	SUNCOR ENERGY INC	908	33.50	30,418.00
	TALISMAN ENERGY INC	600	18.43	11,058.00
	TRANSCANADA CORP	454	38.54	17,497.16
	AGNICO-EAGLE MINES	100	72.17	7,217.00
	AGRIUM INC	100	89.16	8,916.00
	BARRICK GOLD CORP	607	47.26	28,686.82
	ELDORADO GOLD CORP	280	17.27	4,835.60
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	40	83.45	3,338.00

FRANCO-NEVADA CORP	110	33.52	3,687.20
GOLDCORP INC	400	43.19	17,276.00
IAMGOLD CORP	280	17.84	4,995.20
IVANHOE MINES LTD	110	24.09	2,649.90
KINROSS GOLD CORP	755	18.06	13,635.30
POTASH CORPORATION OF SASKATCHEWAN, INC.	188	145.08	27,275.04

[次へ](#)

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	SILVER WHEATON CORP	140	26.97	3,775.80	
	SINO-FOREST CORPORATION	100	21.17	2,117.00	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	291	45.47	13,231.77	
	YAMANA GOLD INC	441	11.01	4,855.41	
	BOMBARDIER INC CLASS B	900	5.12	4,608.00	
	CAE INC	160	11.09	1,774.40	
	SNC-LAVALIN GROUP INC	80	53.00	4,240.00	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	100	21.42	2,142.00	
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	253	68.87	17,424.11	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	85	67.12	5,705.20	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	50	91.35	4,567.50	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	50	27.52	1,376.00	
	TIM HORTONS INC	100	38.43	3,843.00	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	207	22.12	4,578.84	
	THOMSON REUTERS CORP	215	39.50	8,492.50	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	100	57.75	5,775.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	60	23.93	1,435.80	
	LOBLAW COMPANIES LTD	100	42.46	4,246.00	
	METRO INC -A	60	45.73	2,743.80	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	147	39.10	5,747.70	
	WESTON (GEORGE) LTD	30	79.45	2,383.50	
	SAPUTO INC	70	36.82	2,577.40	
	VITERRA INC	400	9.81	3,924.00	
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTE	100	27.00	2,700.00	
	BANK OF MONTREAL	282	61.31	17,289.42	
	BANK OF NOVASCOTIA	599	54.55	32,675.45	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	203	78.17	15,868.51	
	NATIONAL BANK OF CANADA	100	66.90	6,690.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	836	55.76	46,615.36	
	TORONTO-DOMINION BANK	450	74.94	33,723.00	
	IGM FINANCIAL INC	43	42.55	1,829.65	
	ONEX CORPORATION	50	30.09	1,504.50	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	17	416.00	7,072.00	
	GREAT WEST LIFECO INC	132	25.74	3,397.68	
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	100	30.30	3,030.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	100	46.07	4,607.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	990	12.78	12,652.20	
	POWER CORP OF CANADA	200	27.38	5,476.00	
	POWER FINANCIAL CORP	200	29.71	5,942.00	
	SUNLIFE FINANCIAL INC	400	27.96	11,184.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	300	31.14	9,342.00	
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	200	18.14	3,628.00	
	CGI GROUP INC - CL A	130	16.00	2,080.00	
	RESEARCH IN MOTION	298	50.26	14,977.48	
	BCE INC	201	34.28	6,890.28	
	ROGERS COMMUNICATIONS CL B	300	41.00	12,300.00	
	TELUS CORPORATION -NON VOTE	70	44.28	3,099.60	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	100	49.57	4,957.00	
	FORTIS INC	100	32.69	3,269.00	
	TRANSALTA CORP	153	21.68	3,317.04	
小計		76		666,955.09	
				(52,882,869)	
ユーロ	COMPAGNIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE-VERITA	77	18.36	1,414.10	
	ENISPA	1,530	16.19	24,770.70	
	FUGRO NV-CVA	23	50.01	1,150.23	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	120	13.25	1,590.00	
	OMV AG	90	27.40	2,466.00	
	REPSOL YPF S.A	437	19.61	8,571.75	
	SAIPEM	195	31.93	6,226.35	
	SBM OFFSHORE NV	172	14.75	2,537.00	
	TECHNIP S.A.	47	61.99	2,913.53	
	TENARIS SA	255	14.92	3,804.60	
	TOTAL SA	1,238	39.17	48,492.46	

ACERINOX SA	83	12.35	1,025.05
AKZO NOBEL N.V	134	43.18	5,786.79
ARCELORMITTAL	538	24.90	13,396.20
BASF SE	516	52.77	27,229.32
CRH PLC	404	12.55	5,070.20
HEIDELBERGCEMENT AG	75	36.62	2,746.50
K+S AG	79	46.32	3,659.67
KONINKLIJKE DSM NV	81	39.45	3,195.45
L'AIR LIQUIDE	166	95.98	15,932.68
LAFARGE	124	42.33	5,249.54
LINDE AG	111	104.15	11,560.65
SOLVAY SA	39	81.25	3,168.75
STORA ENSO OYJ-R	461	7.28	3,358.38
THYSSEN KRUPP AG	192	26.50	5,088.00
UMICORE	41	34.60	1,418.80
UPM-KEMMENE	310	12.77	3,958.70
VOESTALPINE AG	60	29.43	1,765.80
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	125	38.37	4,796.87
ALSTOM	124	37.82	4,690.30
BOSKALIS WESTMINSTER	61	31.06	1,894.66
BOUYGUES	134	32.59	4,367.73
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	209	34.60	7,232.44
EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	221	18.43	4,073.03
FERROVIAL SA	356	8.07	2,872.92
FINMECCANICA SPA	260	9.59	2,494.70
FOMENTO DE CONSTRUCC Y CONTRA	65	20.03	1,301.95
GEA GROUP AG	132	19.25	2,541.66
HOCHTIEF AG	20	63.44	1,268.80
KONE OYJ-B	86	39.55	3,401.30
KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS NV	530	22.72	12,041.60
LEGRAND SA	67	27.40	1,836.13
MAN SE	62	83.76	5,193.12
METSO OYJ	79	36.60	2,891.40
SAFRAN SA	120	21.38	2,565.60
SCHNEIDER ELECTRIC SA	146	102.80	15,008.80
SIEMENS AG	460	83.35	38,341.00
THALES	48	29.12	1,398.00
VALLOUREC	68	77.00	5,236.00
VINCI SA	271	39.49	10,701.79
WARTSILA OYJ-B SHARES	53	51.10	2,708.30
ZARDOYA OTIS SA	93	12.50	1,162.50
BUREAU VERITAS SA	42	51.79	2,175.18
EDENRED	80	15.79	1,263.60
RANDSTAD HOLDING NV	51	36.18	1,845.43
SOCIETE BIC SA	26	65.00	1,690.00
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	288	14.08	4,055.04
ATLANTIA SPA	177	15.89	2,812.53
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	191	15.15	2,893.65
DEUTSCHE POST AG-REG	530	13.56	7,186.80
GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	265	7.10	1,881.50
RYANAIR HOLDINGS PLC	358	4.18	1,498.23
TNT NV	208	19.44	4,044.56
VOPAK	52	36.53	1,899.82
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	184	50.03	9,205.52
CONTINENTAL AG	29	63.21	1,833.09
DAIMLER AG	509	49.33	25,108.97
FIAT SPA	441	12.14	5,353.74
MICHELIN (CGDE)-B	103	59.79	6,158.37
NOKIAN RENKAAT OYJ	90	25.44	2,289.60
PEUGEOT SA	99	29.60	2,930.40
PIRELLI & C	282	6.58	1,855.56
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	51	37.60	1,917.60
RENAULT SA	120	42.71	5,125.20
VOLKSWAGEN AG	34	85.05	2,891.70
VOLKSWAGEN AG PREFERRED STOCK	97	96.30	9,341.10
ADIDAS AG	117	46.97	5,496.07
CHRISTIAN DIOR	30	104.50	3,135.00

HERMES INTERNATIONAL	43	176.20	7,576.60
LUXOTTICA GROUP SPA	152	20.90	3,176.80
LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	135	113.30	15,295.50
ACCOR	80	29.53	2,362.40
OPAP SA	160	12.70	2,032.00
SODEXO	50	47.36	2,368.25
JC DECAUX SA	72	21.75	1,566.00
LAGARDERE S.C.A.	55	29.05	1,597.75
MEDIASET SPA	596	5.07	3,024.70
PUBLICIS GROUPE	55	37.15	2,043.25
REED ELSEVIER NV	339	9.41	3,190.32
SES	168	17.67	2,968.56
VIVENDI SA	767	20.57	15,777.19
WOLTERS KLUWER	172	16.63	2,861.22
INDITEX	134	59.54	7,978.36
PPR	42	116.15	4,878.30
CARREFOUR SA	326	38.73	12,625.98
CASINO GUICHARD PERRACHON	59	66.75	3,938.25
DELHAIZE GROUP	62	49.18	3,049.16
KESKO OYJ-B SHS	62	34.78	2,156.36
KONINKLIJKE AHOLD NV	634	9.82	6,225.88
METRO AG	84	50.29	4,224.36
ANHEUSER-BUSCH INBEV	405	45.75	18,528.75
COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	150	19.29	2,893.50
DANONE	323	45.56	14,715.88
HEINEKEN HOLDING NV	91	32.34	2,943.39
HEINEKEN NV	136	37.98	5,165.28
KERRY GROUP PLC-A	82	26.20	2,148.40
PARMALAT SPA	952	1.96	1,873.53
PERNOD-RICARD	105	65.84	6,913.20
UNILEVER NV-CVA	994	21.42	21,296.45
BEIERSDORF AG	40	47.76	1,910.40
HENKEL AG & CO KGAA	70	35.86	2,510.20
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	132	42.73	5,640.36
L'OREAL	132	85.74	11,317.68
ESSILOR INTERNATIONAL	113	48.00	5,424.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO	101	45.33	4,578.33
FRESENIUS SE	23	59.45	1,367.35
FRESENIUS SE-PFD	41	60.28	2,471.48
BAYER AG	494	54.89	27,115.66
ELAN CORPORATION PLC	381	4.13	1,575.81
MERCK KGAA	46	60.75	2,794.50
ORION OYJ-CLASS B	90	14.67	1,320.30
QIAGEN N.V.	130	13.29	1,728.35
SANOFI-AVENTIS	611	49.71	30,375.86
UCB SA	95	27.59	2,621.05
ALPHA BANK A.E.	238	5.43	1,292.34
ANGLO IRISH BANK CORP PLC	222	0.00	0.00
BANCA CARIGE SPA	1,278	1.73	2,219.88
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	1,153	1.08	1,252.15
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	1,994	9.77	19,495.33
BANCO DE SABADELL SA	502	3.57	1,792.14
BANCO ESPIRITO SANTO-REG	608	3.60	2,193.66
BANCO POPOLARE SPA	361	4.29	1,550.49
BANCO POPULAR ESPANOL SA	562	4.72	2,654.32
BANCO SANTANDER SA	4,713	9.63	45,386.19
BANCO SANTANDER SA - RTS	4,713	0.12	584.41
BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	392	4.09	1,603.28
BANK OF IRELAND	2,255	0.60	1,359.76
BNP PARIBAS	549	53.14	29,173.86
COMMERZBANK AG	409	6.45	2,640.50
CREDIT AGRICOLE SA	611	12.00	7,332.00
DEXIA	328	3.24	1,065.67
ERSTE GROUP BANK AG	100	32.56	3,256.00
INTESA SANPAOLO	4,572	2.66	12,161.52
KBC GROUPE	95	32.49	3,086.55

NATIONAL BANK OF GREECE	341	8.29	2,826.89
NATIXIS	796	4.52	3,602.69
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	51	41.33	2,107.83
SOCIETE GENERALE-A	370	43.50	16,095.00
UNICREDIT SPA	8,631	1.90	16,442.05
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	416	7.92	3,294.72
CRITERIA CAIXACORP SA	676	3.99	2,697.91
DEUTSCHE BANK AG REG	519	42.07	21,836.92
DEUTSCHE BOERSE AG	104	52.28	5,437.12
EURAZEO	23	54.88	1,262.24
GROUPE BRAUXELLES LAMBERT SA	55	62.96	3,462.80
ING GROEP NV	2,144	8.00	17,160.57
MEDIOBANCA	320	7.36	2,355.20
AEGON NV	847	4.63	3,928.38
AGEAS	1,182	2.23	2,635.86
ALLIANZ SE	253	89.65	22,681.45
ASSICURAZIONI GENERALI	635	15.66	9,944.10
AXA	1,015	13.33	13,535.02
CNP ASSURANCES	200	13.89	2,778.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	114	109.59	12,493.26
SAMPO OYJ-A SHS	238	20.24	4,817.12
SCOR SE	100	18.29	1,829.00
IMMOFINANZ AG	719	2.91	2,094.44
ATOS ORIGIN SA	45	34.34	1,545.30
CAP GEMINI SOGETI SA	90	37.69	3,392.55
DASSAULT SYSTEMES SA	38	51.66	1,963.08
SAP AG	474	38.08	18,049.92
ALCATEL-LUCENT	1,219	2.64	3,218.16
NOKIA OYJ	2,099	8.00	16,792.00
BELGACOM SA	107	28.20	3,017.93
DEUTSCHE TELEKOM AG	1,531	10.05	15,394.20
ELISA OYJ	77	16.33	1,257.41
FRANCE TELECOM SA	1,041	16.67	17,353.47
KONINKLIJKE KPN NV	943	11.55	10,891.65
MOBISTAR SA	25	46.08	1,152.00
PORTUGAL TELECOM, SA-REGISTERED SHARES	345	10.24	3,534.52
TELECOM ITALIA SPA	5,688	1.08	6,188.54
TELECOM ITALIA-RNC	3,712	0.88	3,288.83
TELEFONICA S.A	2,310	19.30	44,594.55
TELEKOM AUSTRIA AG	160	11.13	1,780.80
ACCIONA SA	16	62.94	1,007.04
E.ON AG	1,025	22.33	22,888.25
ELECTRICITE DE FRANCE	140	31.86	4,461.10
ENAGAS	99	15.29	1,514.20
ENEL SPA	3,476	4.03	14,034.35
ENERGIAS DE PORTUGAL	1,011	2.68	2,713.52
FORTUM OYJ	247	20.46	5,053.62
GAS NATURAL SDG-E	212	10.69	2,266.28
GDF SUEZ	683	28.17	19,243.52
IBERDROLA SA	2,266	5.95	13,489.49
RED ELECTRICA CORPORACION SA	97	36.06	3,497.82
RWE AG	235	50.32	11,825.20
RWE AG-NON VTG PFD	33	47.30	1,560.90
SNAM RETE GAS	862	3.82	3,292.84
SUEZ ENVIRONNEMENT SA	140	14.15	1,981.70
TERNA SPA	705	3.20	2,261.28
VEOLIA ENVIRONNEMENT	205	20.69	4,242.47
VERBUND AG	50	28.89	1,444.50
ASML HOLDING NV	234	23.13	5,413.59
INFINEON TECHNOLOGIES AG	668	5.66	3,782.21
STMICROELECTRONICS NV	417	5.80	2,419.43
小計			1,360,829.80
			(154,685,523)
イギリスポンド			
AMEC PLC	149	10.47	1,560.03
BG GROUP PLC	1,980	12.03	23,819.40
BP PLC	10,897	4.28	46,715.43
CAIRN ENERGY PLC	762	4.17	3,182.11

PETROFAC LTD	110	14.70	1,617.00
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	2,033	20.02	40,700.66
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	1,544	19.53	30,154.32
TULLOW OILPLC	480	12.36	5,932.80
ANGLO AMERICAN PLC	759	29.16	22,132.44
ANTOFAGASTA PLC	243	12.69	3,083.67
BHP BILLITON PLC	1,256	21.99	27,619.44
EURASIAN NATURAL RESOURCES	140	9.07	1,269.80
FRESNILLO PLC	72	12.51	900.72
JOHNSON MATTHEY PLC	201	19.36	3,891.36
KAZAKHMYS PLC	114	13.33	1,519.62
LONMIN PLC	80	17.96	1,436.80
RANDGOLD RESOURCES LTD	48	59.70	2,865.60
REXAM PLC	377	3.23	1,220.34
RIO TINTO PLC	832	41.04	34,145.28
VEDANTA RESOURCES PLC	71	21.57	1,531.47
XSTRATA PLC	1,198	12.89	15,448.21
BAE SYSTEMS PLC	1,897	3.58	6,798.84
BALFOUR BEATTY PLC	362	2.71	982.10
BUNZL PLC	338	7.56	2,556.97
COBHAM PLC	559	2.45	1,369.55
INVENSYS PLC	799	3.20	2,559.99
ROLLS-ROYCE GROUP PLC	1,091	6.41	6,998.76
SMITHS GROUP PLC	228	12.04	2,745.12
WOLSELEY PLC	142	16.51	2,344.42
AGGREKO PLC	145	16.78	2,433.10
CAPITA GROUP PLC	322	7.78	2,506.77
EXPERIAN PLC	601	7.24	4,351.24
G4S PLC	689	2.70	1,860.30
INTERTEK GROUP PLC	97	18.90	1,833.30
SERCO GROUP PLC	304	6.21	1,887.84
BRITISH AIRWAYS	541	2.83	1,533.19
FIRSTGROUP PLC	212	3.96	839.73
BURBERRY GROUP PLC	213	9.94	2,117.22
CARNIVAL PLC	118	26.19	3,090.42
COMPASS GROUP	1,138	5.26	5,985.88
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	213	12.13	2,583.69
WHITBREAD PLC	84	17.33	1,455.72
BRITISH SKY BROADCASTING PLC	653	7.01	4,580.79
ITV PLC	2,728	0.67	1,848.22
PEARSON PLC	450	9.76	4,392.00
REED ELSEVIER PLC	600	5.52	3,315.00
WPP GROUP PLC	635	7.33	4,657.72
HOME RETAIL GROUP	488	2.16	1,057.00
KINGFISHER PLC	1,588	2.48	3,946.18
MARKS AND SPENCER PLC	764	4.26	3,256.16
NEXTPLC	99	23.13	2,289.87
SAINSBURY (J) PLC	614	3.84	2,360.83
TESCO PLC	4,677	4.28	20,038.60
WM MORRISON SUPERMARKETS	1,273	2.98	3,797.35
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	200	10.61	2,122.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,118	24.38	27,262.43
DIAGEO PLC	1,515	11.80	17,877.00
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	566	19.98	11,308.68
SABMILLER PLC	531	20.55	10,912.05
UNILEVER PLC	781	18.40	14,370.40
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	357	33.86	12,088.02
SMITH & NEPHEW PLC	721	5.66	4,084.46
ASTRAZENECA PLC	807	33.04	26,663.28
GLAXO SMITHKLINE	2,993	12.80	38,325.36
SHIRE PLC	283	14.82	4,194.06
BARCLAYS PLC	6,557	2.83	18,559.58
HSBC HOLDINGS PLC	9,997	6.66	66,659.99
LLOYDS BANKING GROUP PLC	24,456	0.71	17,571.63
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	9,799	0.46	4,525.17
STANDARD CHARTERED PLC	1,162	18.38	21,363.37

	STANDARD CHARTERED PLC-NPR	145	5.57	807.65
	3I GROUP PLC	476	2.96	1,410.38
	ICAP PLC	305	4.67	1,425.57
	INVESTEC PLC	417	5.00	2,087.08
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	214	7.05	1,508.70
	MAN GROUP PLC	863	2.57	2,217.91
	SCHRODERS PLC	109	15.12	1,648.08
	ADMIRAL GROUP PLC	75	16.09	1,206.75
	AVIVA PLC	1,738	4.02	6,993.71
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	3,610	1.03	3,743.57
	OLD MUTUAL PLC	2,879	1.34	3,875.13
	PRUDENTIAL PLC	1,496	6.41	9,589.36
	RESOLUTION LTD	810	2.59	2,101.14
	RSA INSURANCE GROUP PLC	1,855	1.33	2,481.99
	STANDARD LIFEPLC	1,870	2.29	4,291.65
	AUTONOMY CORP PLC	125	14.67	1,833.75
	SAGE GROUP PLC (THE)	711	2.75	1,955.25
	BT GROUP PLC	4,280	1.54	6,621.16
	CABLE & WIRELESS WORLDWIDE	2,680	0.69	1,870.64
	INMARSAT PLC	243	6.26	1,521.18
	VODAFONE GROUP PLC	30,287	1.67	50,579.29
	CENTRICA PLC	2,664	3.25	8,671.32
	INTERNATIONAL POWER PLC	925	4.09	3,785.10
	NATIONAL GRID PLC	1,970	5.85	11,534.35
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	541	11.28	6,102.48
	SEVERN TRENT PLC	117	13.73	1,606.41
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	326	6.01	1,959.26
	ARM HOLDINGS PLC	800	3.83	3,068.00
小計				829,504.71
スイスフラン				(105,819,915)
	GIVAUDAN-REG	6	1,020.00	6,120.00
	HOLCIM LTD-REG	128	60.45	7,737.60
	SIKA AG-BR	2	1,960.00	3,920.00
	SYNGENTA AG	57	276.70	15,771.90
	ABB LTD	1,298	21.86	28,374.28
	GEBERIT AG-REG	21	188.80	3,964.80
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	44	110.00	4,840.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	34	108.30	3,682.20
	ADECCO SA REGISTER	72	56.75	4,086.00
	SGS SA	4	1,581.00	6,324.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	54	118.70	6,409.80
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	289	48.40	13,987.60
	THE SWATCH GROUP AG-BR	16	377.20	6,035.20
	ARYZTA AG	68	42.70	2,903.60
	NESTLE SA-REG	1,976	52.65	104,036.40
	SONOVA HOLDING SG-REG	22	120.00	2,640.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	10	200.20	2,002.00
	SYNTHEC INC	30	119.90	3,597.00
	ACTELION LTD-REG	39	48.80	1,903.20
	LONZA GROUP AG-REG	37	89.10	3,296.70
	NOVARTIS AG-REGSHS	1,212	56.85	68,902.20
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	408	142.80	58,262.40
	CREDIT SUISSE GROUP AG	661	40.90	27,034.90
	GAM HOLDING LTD	111	15.55	1,726.05
	JULIUS BAER GROUP LTD	111	39.01	4,330.11
	UBS AG(REGISTERED)	2,107	17.43	36,725.01
	BALOISE HOLDING AG	19	92.25	1,752.75
	SWISS LIFE HOLDING AG	15	120.80	1,812.00
	SWISS RE - REG	232	48.41	11,231.12
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	91	237.20	21,585.20
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	103	18.95	1,951.85
	SWISSCOM AG	14	397.40	5,563.60
小計				472,509.47
スウェーデンクローナ				(39,303,337)
	SSAB AB-A SHARES	100	106.60	10,660.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	350	105.70	36,995.00
	ALFA LAVAL AB	200	118.50	23,700.00

	ASSA ABLOY AB-B	200	170.70	34,140.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	400	139.00	55,600.00
	ATLAS COPCO AB-B SHS	210	126.00	26,460.00
	SANDVIK AB	700	106.80	74,760.00
	SCANIA AB-B SHS	274	152.30	41,730.20
	SKANSKA AB-B SHS	200	130.50	26,100.00
	SKF AB-B SHARES	200	175.00	35,000.00
	VOLVO AB B	610	93.90	57,279.00
	SECURITAS AB-B SHS	200	75.35	15,070.00
	ELECTROLUX B-F	135	170.70	23,044.50
	HUSQVARNA AB-B SHS	494	46.80	23,119.20
	HENNES AND MAURITZ AB B-F	560	241.00	134,960.00
	SWEDISH MATCH AB	200	174.40	34,880.00
	GETINGE AB-B SHS	157	145.00	22,765.00
	NORDEA BANK AB	1,870	73.50	137,445.00
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BK-A	764	53.90	41,179.60
	SVENSKA HANDELSBANKEN -A SHS	274	221.30	60,636.20
	SWEDBANK AB - A SHARES	395	97.00	38,315.00
	INVESTOR AB-B SHS	238	139.00	33,082.00
	KINNEVIK INVESTMENT AB-B	136	138.40	18,822.40
	RATOS AB-B SHS	108	230.90	24,937.20
	ERICSSON LM B-F	1,749	74.90	131,000.10
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	41	626.50	25,686.50
	TELE 2 AB-B SHS	200	146.00	29,200.00
	TELIASONERA AB	1,291	55.25	71,327.75
小計				1,287,894.65
ノルウェークローネ				(15,866,862)
	AKER SOLUTIONS ASA	159	86.40	13,737.60
	SEADRILL LTD	150	175.20	26,280.00
	STATOIL ASA	608	126.10	76,668.80
	NORSK HYDRO ASA	805	36.49	29,374.45
	YARA INTERNATIONAL	100	296.80	29,680.00
	ORKLA ASA	450	56.10	25,245.00
	DNBNOR ASA	545	83.15	45,316.75
	TELENOR ASA	450	89.45	40,252.50
小計				286,555.10
デンマーククローネ				(4,026,099)
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	27	680.00	18,360.00
	VESTAS WIND SYSTEMS AS	142	201.50	28,613.00
	A P MOELLER - MAERSK A/S - B	1	47,500.00	47,500.00
	DSV A/S	163	116.00	18,908.00
	CARLSBERG AS-B	55	595.50	32,752.50
	NOVO-NORDISK A/S-B	245	537.00	131,565.00
	DANSKE BANK A/S	254	143.60	36,474.40
小計				314,172.90
オーストラリアドル				(4,787,994)
	ORIGIN ENERGY LIMITED	460	15.92	7,323.20
	SANTOS LTD	526	12.50	6,575.00
	TABCORP HOLDINGS LIMITED-RTS	33	0.74	24.42
	WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	352	43.50	15,312.00
	WORLEYPARSONS LTD	105	23.15	2,430.75
	ALUMINA LTD	1,647	2.02	3,326.94
	AMCOR LTD.	1,011	6.49	6,561.39
	BHP BILLITON LIMITED	1,959	41.60	81,494.40
	BLUESCOPE STEEL LTD	1,534	2.11	3,236.74
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	919	6.39	5,872.41
	INCITEC PIVOT LTD	880	3.73	3,282.40
	NEWCREST MINING LIMITED	466	40.00	18,640.00
	ONESTEEL LIMITED	875	2.68	2,345.00
	ORICA LIMITED	190	25.54	4,852.60
	OZ MINERALS LTD	2,868	1.58	4,545.78
	RIO TINTO LIMITED	266	82.05	21,825.30
	LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	80	37.04	2,963.20
	BRAMBLES LTD	1,044	6.59	6,879.96
	ASCIANO GROUP	1,210	1.68	2,032.80

	TOLL HOLDINGS LIMITED	353	6.62	2,336.86
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	402	3.49	1,402.98
	CROWN LTD	260	8.47	2,202.20
	TABCORP HOLDINGS LIMITED	300	7.45	2,235.00
	FAIRFAX MEDIA LTD	1,150	1.47	1,696.25
	WESFARMERS LIMITED	626	33.90	21,221.40
	WESFARMERS LTD-PPP	86	34.26	2,946.36
	WOOLWORTHS LTD	777	28.58	22,206.66
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	298	12.48	3,719.04
	FOSTER'S GROUP LTD	1,058	6.10	6,453.80
	COCHLEAR LTD	36	71.81	2,585.16
	SONIC HEALTHCARE LTD	200	11.04	2,208.00
	CSL LIMITED	365	32.80	11,972.00
	AUSTRALIA ANDNEW ZEALAND BANKING GROUP	1,420	23.41	33,242.20
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	175	8.91	1,559.25
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	861	50.50	43,480.50
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD.	1,189	24.48	29,106.72
	WESTPAC BANKING CORP. LTD.	1,718	22.43	38,534.74
	ASXLTD	82	34.96	2,866.72
	MACQUARIE GROUP LIMITED	186	33.59	6,247.74
	AMP LIMITED	1,570	5.46	8,572.20
	AXAASIA PACIFIC HOLDINGS	550	5.27	2,898.50
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	1,117	3.77	4,211.09
	QBE INSURANCE GROUP LTD	673	16.97	11,420.81
	SUNCORP-METWAY LTD	656	8.91	5,844.96
	COMPUTERSHARE LTD	240	9.86	2,366.40
	TELSTRA CORPORATION LTD.	3,150	2.63	8,284.50
	AGL ENERGY LTD	400	16.50	6,600.00
小計				487,946.33
ニュージーランド ドル	FLETCHER BUILDING LTD	236	8.20	1,935.20
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	882	2.09	1,843.38
小計				3,778.58
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA	1,000	79.65	79,650.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	1,000	20.95	20,950.00
	MTR CORP	1,000	30.20	30,200.00
	SANDS CHINALTD	1,200	15.52	18,624.00
	WYNN MACAU LTD	800	17.70	14,160.00
	ESPRIT HOLDINGS LTD	612	44.30	27,111.60
	LI & FUNG LTD	2,000	41.50	83,000.00
	BANK OF EAST ASIA	1,194	34.30	40,954.20
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	3,000	25.40	76,200.00
	HANG SENG BANK	400	116.90	46,760.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR CHEUNG KONG	600	173.40	104,040.00
	HANG LUNG GROUP LTD	1,000	123.00	123,000.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,000	52.50	52,500.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	1,000	37.80	37,800.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	1,006	57.45	57,794.70
	KERRY PROPERTIES LTD	500	44.80	22,400.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	1,945	16.16	31,431.20
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,007	135.00	135,945.00
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	500	112.80	56,400.00
	WHARF HOLDINGS LTD	1,000	52.50	52,500.00
	FOXCONN INTERNATIONAL HLDGS	2,000	6.17	12,340.00
	CLP HOLDINGS LTD	1,000	64.70	64,700.00
	HONG KONG ANDCHINAGAS	2,664	18.92	50,402.88
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	1,000	49.55	49,550.00
小計				1,288,413.58
シンガポールドル	FRASER AND NEAVE LTD	1,000	6.25	6,250.00
	KEPPEL CORP LTD	1,000	9.89	9,890.00
	NOBLE GROUP LTD	1,545	1.92	2,966.40
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	1,000	4.70	4,700.00
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD.	2,000	3.37	6,740.00

	COMFORTDELGRO CORP LTD	1,000	1.47	1,470.00	
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	1,000	2.10	2,100.00	
	GENTING SINGAPORE PLC	3,200	2.22	7,104.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	1,000	4.14	4,140.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	1,000	3.18	3,180.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	5,200	0.66	3,432.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,000	6.40	6,400.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,021	14.50	14,804.50	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,623	9.06	14,704.38	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	1,011	18.44	18,642.84	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,000	9.54	9,540.00	
	CAPITALAND LTD	1,500	4.00	6,000.00	
	CAPITAMALLS ASIALTD	1,000	2.17	2,170.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	4,150	3.05	12,657.50	
小計				136,891.62	
				(8,587,211)	
イスラエルシュケ ル	ISRAEL CHEMICALS LIMITED	240	56.00	13,440.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDLTD	537	190.20	102,137.40	
	BANK HAPOALIM BM	550	16.66	9,163.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	650	16.99	11,043.50	
	NICE SYSTEMS LTD	70	119.50	8,365.00	
	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	1,417	9.55	13,532.35	
	CELLCOM ISRAEL LTD	70	121.30	8,491.00	
小計				166,172.25	
				(3,720,596)	
合計				953,725,257	
				(953,725,257)	

[前へ](#) [次へ](#)

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数/証券数	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル 計	KINROSS GOLD CORP- CW14	22.00	91.30	
				91.30	
				(7,239)	
	小計			7,239	
				(7,239)	
投資信託受益証券	カナダドル 計	CANADIAN OIL SANDS TRUST	100	2,626.00	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	210	5,796.00	
		PENN WEST ENERGY TRUST	300	6,966.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	100	2,275.00	
				17,663.00	
				(1,400,499)	
	小計			1,400,499	
				(1,400,499)	
投資証券	アメリカドル 計	AMB PROPERTY CORP	200	5,574.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	290	5,275.10	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	61	6,714.88	
		BOSTON PROPERTIES INC	100	9,050.00	
		DUKE REALTY CORP	200	2,476.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	160	8,132.80	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	50	4,213.50	
		HCP INC	170	6,182.90	
		HEALTH CARE REIT INC	60	3,054.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	286	4,636.06	
		KIMCO REALTY CORP	215	3,725.95	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	100	3,404.00	
		MACERICH CO/THE	90	4,016.70	
		PLUM CREEK TIMBER CO	90	3,338.10	
		PROLOGIS	250	3,150.00	
		PUBLIC STORAGE	70	7,215.60	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	145	14,165.05	
		VENTAS INC	100	5,235.00	
		VORNADO REALTY TRUST	102	9,288.12	
				108,847.76	
				(8,837,349)	
	ユーロ 計	CORIO NV	49	2,643.55	
		FONCIERE DES REGIONS	17	1,376.83	
		KLEPIERRE	39	1,103.70	
		UNIBAIL RODAMCO SE	47	7,195.70	
				12,319.78	
				(1,400,389)	
	イギリスポンド 計	BRITISH LAND COMPANY PLC	728	3,690.96	
		HAMMERSON PLC	258	1,064.50	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	537	3,640.86	
		SEGRO PLC	309	911.24	
				9,307.56	
				(1,187,365)	
	オーストラリア ドル 計	DEXUS PROPERTY GROUP	2,600	2,132.00	
		GOODMAN GROUP	3,593	2,407.31	
		GPT GROUP	894	2,592.60	
		INTOLL GROUP	1,977	2,965.50	
		LEND LEASE GROUP	541	4,062.91	
		MIRVAC GROUP	1,673	2,241.82	
		SP AUSNET	3,185	2,962.05	
		STOCKLAND	1,200	4,584.00	
		TRANSURBAN GROUP	630	3,307.50	
		WESTFIELD GROUP	1,221	14,945.04	
				42,200.73	
				(3,390,828)	
	香港ドル 計	LINK REIT	1,024	25,088.00	
				25,088.00	
				(262,420)	
	シンガポールド ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVTRT	1,000	2,080.00	

	計	CAPITAMALL TRUST	1,000	2,020.00	
				4,100.00	
				(257,193)	
	小計			15,335,544	
				(15,335,544)	
合計				16,743,282	
				(16,743,282)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株 予約権証 券時価比 率	組入投資 信託受益 証券時価 比率	組入投資 証券時価 比率	合計 金額に 対する 比率
アメリカドル	株式	509銘柄	49.4%	-	-	53.6%
	投資証券	19銘柄	-	-	0.9%	
カナダドル	株式	76銘柄	5.1%	-	-	5.6%
	新株予約権証券	1銘柄	-	0.0%	-	
	投資信託受益証券	4銘柄	-	-	0.1%	
ユーロ	株式	205銘柄	14.9%	-	-	16.1%
	投資証券	4銘柄	-	-	0.1%	
イギリスポンド	株式	98銘柄	10.2%	-	-	11.0%
	投資証券	4銘柄	-	-	0.1%	
スイスフラン	株式	32銘柄	3.8%	-	-	4.1%
スウェーデンクローナ	株式	28銘柄	1.5%	-	-	1.6%
ノルウェークローネ	株式	8銘柄	0.4%	-	-	0.4%
デンマーククローネ	株式	7銘柄	0.5%	-	-	0.5%
オーストラリアドル	株式	47銘柄	3.8%	-	-	4.4%
	投資証券	10銘柄	-	-	0.3%	
ニュージーランドドル	株式	2銘柄	0.0%	-	-	0.0%
香港ドル	株式	24銘柄	1.3%	-	-	1.4%
	投資証券	1銘柄	-	-	0.0%	
シンガポールドル	株式	19銘柄	0.8%	-	-	0.9%
	投資証券	2銘柄	-	-	0.0%	
イスラエルシェケル	株式	7銘柄	0.4%	-	-	0.4%

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Aコース(為替ヘッジ付き)」

(平成22年11月30日現在)

資産総額	305,210,044円
負債総額	1,482,353円
純資産総額(-)	303,727,691円
発行済数量	378,326,617口
1単位当たり純資産額(/)	0.8028円

「ドイチェ・世界株式ファンド(インデックス連動型) Bコース(為替ヘッジなし)」

(平成22年11月30日現在)

資産総額	730,298,095円
負債総額	1,079,518円
純資産総額(-)	729,218,577円
発行済数量	918,944,961口
1単位当たり純資産額(/)	0.7935円

(参考情報)

「ドイチェ・世界株式インデックス・マザー」

(平成22年11月30日現在)

資産総額	1,035,150,603円
負債総額	461,452円
純資産総額(-)	1,034,689,151円
発行済数量	1,096,673,947口
1単位当たり純資産額(/)	0.9435円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成22年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成22年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成22年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際、ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を

行っています。

平成22年11月末現在、委託会社の運用するファンドは95本、純資産総額は528,447百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	24,237百万円
	追加型	株式投資信託	71本	432,905百万円
私募	追加型	株式投資信託	23本	71,305百万円
合計			95本	528,447百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*2	1,768,033	*2	2,553,250
前払費用		20,809		15,542
未収委託者報酬		1,129,811		1,561,607
未収運用受託報酬		87,545		66,046
未収投資助言報酬		266,854		146,224
未収収益		85,323		96,615
立替金	*2	50,428	*2	67,204
未収消費税等		51,466		11,239
為替予約		41,957		15,962
その他流動資産		12,964		9,048
流動資産合計		3,515,195		4,542,742
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	*1	48,623	*1	38,046
無形固定資産合計		48,623		38,046
投資その他の資産				
投資有価証券		-		1,000
長期差入保証金		25,200		200
敷金		23,100		16,285
投資その他の資産合計		48,300		17,486
固定資産合計		96,924		55,532
資産合計		3,612,119		4,598,274

(単位:千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	59,914	52,086
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	575,892	786,933
その他未払金	5,928	33,868
未払費用	*2 1,200,116	*2 1,072,804
未払法人税等	6,340	15,998
賞与引当金	79,648	60,172
為替予約	-	343
流動負債合計	1,929,352	2,023,719
固定負債		
退職給付引当金	880,823	769,682
長期未払費用	189,912	117,648
固定負債合計	1,070,736	887,331
負債合計	3,000,088	2,911,051
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,080,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,795,968	3,220,776
利益剰余金合計	2,795,968	3,220,776
株主資本合計	612,031	1,687,223
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	612,031	1,687,223
負債・純資産合計	3,612,119	4,598,274

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,885,526	6,532,156
運用受託報酬	414,943	241,616
投資助言報酬	295,004	170,872
その他営業収益	277,728	290,901
営業収益合計	9,873,202	7,235,546
営業費用		
支払手数料	4,248,615	3,234,856
広告宣伝費	224,220	99,902
公告費	1,160	1,160
調査費	143,673	99,194
委託調査費	944,269	562,569
情報機器関連費	*1 221,823	*1 196,108
委託計算費	40,729	41,589
通信費	13,448	16,812
印刷費	182,917	110,171
協会費	8,853	6,442
諸会費	953	1,683
諸経費	111,304	56,830
営業費用合計	6,141,969	4,427,322
一般管理費		
役員報酬	57,669	58,902
給料・手当	1,274,106	921,070
賞与	437,874	429,816
交際費	78,253	40,732
寄付金	10,500	4,910
旅費交通費	92,517	36,793
租税公課	22,696	24,436
不動産賃借料	341,325	303,835
退職給付費用	117,819	90,245
固定資産減価償却費	4,136	10,577
福利厚生費	361,650	205,756
業務委託費	*1 1,105,512	*1 808,722
退職金	18,703	30,388
諸経費	106,289	77,043
一般管理費合計	4,029,053	3,043,230
営業損失()	297,820	235,007
営業外収益		
その他	1,380	14,264
営業外収益合計	1,380	14,264
営業外費用		
為替差損	19,360	8,249
その他	1,269	1,505
営業外費用合計	20,629	9,755
経常損失()	317,069	230,497
特別損失		
投資有価証券売却損	371,564	-
割増退職金	163,860	188,499
確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	-

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
その他の特別損失	78,024	-
特別損失合計	703,058	188,499
税引前当期純損失()	1,020,128	418,997
法人税、住民税及び事業税	5,647	5,810
法人税等調整額	224,664	-
法人税等合計	230,311	5,810
当期純損失()	1,250,439	424,807

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	2,328,000
当期変動額		
新株の発行	-	750,000
当期変動額合計	-	750,000
当期末残高	2,328,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,080,000
当期変動額		
新株の発行	-	750,000
当期変動額合計	-	750,000
当期末残高	1,080,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,545,529	2,795,968
当期変動額		
当期純損失()	1,250,439	424,807
当期変動額合計	1,250,439	424,807
当期末残高	2,795,968	3,220,776
株主資本合計		
前期末残高	1,862,470	612,031
当期変動額		
新株の発行	-	1,500,000
当期純損失()	1,250,439	424,807
当期変動額合計	1,250,439	1,075,192
当期末残高	612,031	1,687,223
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	-	0
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	-	0

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,862,470	612,031
当期変動額		
新株の発行	-	1,500,000
当期純損失()	1,250,439	424,807
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	0
当期変動額合計	1,250,439	1,075,192
当期末残高	612,031	1,687,223

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)無形固定資産 同左
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2)賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理しておりましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。 なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
		<p>数値計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。</p>
	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が当事業年度中であることから、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。</p>	
4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5．リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6．その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。なお、これに伴う当事業年度への損益の影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 40,031 千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 50,608 千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 654,799 千円 立替金 3,062 千円 未払費用 386,677 千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 848,859 千円 立替金 3,086 千円 未払費用 203,369 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 13,151 千円 業務委託費 308,465 千円	1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 9,976 千円 業務委託費 158,460 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）				当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	458,345	626,567	1,084,912千円	取得価額相当額	454,121	629,387	1,083,508千円
減価償却累計額相当額	324,775	274,297	599,073千円	減価償却累計額相当額	337,754	306,949	644,704千円
期末残高相当額	133,569	352,270	485,839千円	期末残高相当額	116,367	322,437	438,804千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
101,449千円				95,500千円			
1年超				1年超			
469,698千円				375,346千円			
合計				合計			
571,148千円				470,846千円			
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
97,089千円				101,581千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
68,479千円				59,217千円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
6,249千円				5,644千円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

営業債務である未払手数料及び未払費用は、全て1年以内の支払期日です。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,553,250	2,553,250	-
(2)未収委託者報酬	1,561,607	1,561,607	-
(3)未収運用受託報酬	66,046	66,046	-
(4)未収投資助言報酬	146,224	146,224	-
(5)未収収益	96,615	96,615	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,000	1,000	-
資産計	4,424,745	4,424,745	-
(1)未払手数料	786,933	786,933	-
(2)未払費用	1,072,804	1,072,804	-
負債計	1,859,738	1,859,738	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	15,619	15,619	-
デリバティブ取引計	15,619	15,619	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内
預金	2,553,250	-
未収委託者報酬	1,561,607	-
未収運用受託報酬	66,046	-
未収投資助言報酬	146,224	-
未収収益	96,615	-
投資有価証券		
その他の有価証券	-	1,000
合計	4,423,745	1,000

(注3)金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内
未払手数料	786,933
未払費用	1,072,804
合計	1,859,738

(有価証券関係)

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売却額(千円)	128,435
売却益の合計額(千円)	-
売却損の合計額(千円)	371,564

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. その他有価証券

当期における有価証券の売却はなく、また保有目的の変更もありません。貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,000	1,000	0
合計		1,000	1,000	0

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容及び利用目的等

当社は通常の取引範囲内における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

(3) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取り締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	631,357	-	673,315	41,957
合計	631,357	-	673,315	41,957

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当事業年度末（平成22年3月31日現在）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）（単位：千円）

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,946	-	343	343
	買建				
	ユーロ	355,373	-	15,962	15,962
合計		362,320	-	15,619	15,619

（退職給付関係）

（単位：千円）

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)																																																																																																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行することとしました。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>399,679</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td>212,231</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td> <td>187,448</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td> <td>49,253</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td> <td>40,355</td> </tr> <tr> <td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td> <td>97,839</td> </tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td> <td>693,375</td> </tr> <tr> <td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td>89,608</td> </tr> <tr> <td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td> <td>880,823</td> </tr> </table> <p>平成21年5月の、適格退職年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度への移行に伴う発生する損失見積り額を、退職給付引当金として計上していません。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p> <table> <tr> <td>(1)勤務費用</td> <td>111,906</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td>8,141</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td> <td>2,344</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>9,379</td> </tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td> <td>5,746</td> </tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>3,516</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>117,819</td> </tr> <tr> <td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td>89,608</td> </tr> <tr> <td>(8)割増退職金</td> <td>163,860</td> </tr> <tr> <td>(9)その他</td> <td>15,170</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>386,458</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td> <td>1.40%</td> </tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td> <td>15年</td> </tr> </table>	(1)退職給付債務	399,679	(2)年金資産	212,231	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448	(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253	(5)未認識数理計算上の差異	40,355	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839	(7)特別退職慰労引当金	693,375	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823	(1)勤務費用	111,906	(2)利息費用	8,141	(3)期待運用収益（減算）	2,344	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746	(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516	退職給付費用	117,819	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(8)割増退職金	163,860	(9)その他	15,170	計	386,458	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.20%	(3)期待運用収益率	1.40%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日）</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>185,524</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td> <td>185,524</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td> <td>5,925</td> </tr> <tr> <td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td> <td>179,598</td> </tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td> <td>590,083</td> </tr> <tr> <td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td> <td>769,682</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p> <table> <tr> <td>(1)勤務費用</td> <td>40,141</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td>3,961</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td> <td>46,142</td> </tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>90,245</td> </tr> <tr> <td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(8)割増退職金</td> <td>188,499</td> </tr> <tr> <td>(9)その他</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>278,745</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>(3)数理計算上の差異の処理年数</td> <td>5年</td> </tr> </table>	(1)退職給付債務	185,524	(2)年金資産	-	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	185,524	(4)会計基準変更時差異の未処理額	-	(5)未認識数理計算上の差異	5,925	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	179,598	(7)特別退職慰労引当金	590,083	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	769,682	(1)勤務費用	40,141	(2)利息費用	3,961	(3)期待運用収益（減算）	-	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	46,142	(6)数理計算上の差異の費用処理額	-	退職給付費用	90,245	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	(8)割増退職金	188,499	(9)その他	-	計	278,745	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.60%	(3)数理計算上の差異の処理年数	5年
(1)退職給付債務	399,679																																																																																																
(2)年金資産	212,231																																																																																																
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253																																																																																																
(5)未認識数理計算上の差異	40,355																																																																																																
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839																																																																																																
(7)特別退職慰労引当金	693,375																																																																																																
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																																																																																
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823																																																																																																
(1)勤務費用	111,906																																																																																																
(2)利息費用	8,141																																																																																																
(3)期待運用収益（減算）	2,344																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379																																																																																																
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746																																																																																																
(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516																																																																																																
退職給付費用	117,819																																																																																																
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																																																																																
(8)割増退職金	163,860																																																																																																
(9)その他	15,170																																																																																																
計	386,458																																																																																																
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																																
(2)割引率	2.20%																																																																																																
(3)期待運用収益率	1.40%																																																																																																
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																																																
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																																
(1)退職給付債務	185,524																																																																																																
(2)年金資産	-																																																																																																
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	185,524																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の未処理額	-																																																																																																
(5)未認識数理計算上の差異	5,925																																																																																																
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	179,598																																																																																																
(7)特別退職慰労引当金	590,083																																																																																																
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-																																																																																																
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	769,682																																																																																																
(1)勤務費用	40,141																																																																																																
(2)利息費用	3,961																																																																																																
(3)期待運用収益（減算）	-																																																																																																
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-																																																																																																
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	46,142																																																																																																
(6)数理計算上の差異の費用処理額	-																																																																																																
退職給付費用	90,245																																																																																																
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	-																																																																																																
(8)割増退職金	188,499																																																																																																
(9)その他	-																																																																																																
計	278,745																																																																																																
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																																
(2)割引率	1.60%																																																																																																
(3)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																																																

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入否認額	32,417千円	賞与引当金損金算入否認額	24,490千円
未払費用否認額	565,741千円	未払費用否認額	484,514千円
未払事業税	216千円	未払事業税	4,158千円
退職給付引当金損金算入否認額	358,495千円	退職給付引当金損金算入否認額	313,260千円
繰越欠損金	1,010,937千円	繰越欠損金	1,278,513千円
その他	7,169千円	減価償却損金算入否認額	74,312千円
繰延税金資産小計	1,974,977千円	その他	1,220千円
評価性引当金	1,974,977千円	繰延税金資産小計	2,180,470千円
繰延税金資産合計	-	評価性引当金	2,180,470千円
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産合計	-
		繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費否認額	3.1%	交際費否認額	4.0%
役員賞与否認額	2.0%	役員賞与否認額	8.6%
評価性引当金	51.6%	評価性引当金	49.0%
住民税均等割	0.6%	住民税均等割	1.4%
その他	7.1%	その他	20.9%
税効果会計適用後の法人税の負担率	22.6%	税効果会計適用後の法人税の負担率	1.4%

関連当事者情報

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,461,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	- 267,087 54,530	預金 未払費用	654,799 - 386,677

（イ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門サービス	607,419	未払費用	160,901
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	416,588	未払費用	142,985
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	52,025	-	-
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬	65,872 60,622	未収収益	139,804
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	113,891	未収収益	97,433
親会社の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス 業	なし	サービスの提供	*6 不動産賃借料 *2 マネージメントサービス	333,276 58,096	-	-
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	32,296 40,251 47,922 55,937 173,217	未収収益 未払費用	99,424 90,707
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	104,590	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	54,317	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリアシドニー	23,000 千豪ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	56,804	-	-
親会社の子会社	RREEF Management L.L.C.	米国ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,244	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	96,700 千SGドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	49,951	-	-
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬	82,580	-	-
親会社の子会社	D W S Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,216	未払費用	46,926
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	52,417	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,589,399千ユーロ	銀行業	(被所有)間接100%	資金預入、サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス	- 147,520	預金 未払費用	848,859 199,264

(イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の 子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門サービス	438,708	未払費用	344,451
親会社の 子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	201,321	未払費用	55,692
親会社の 子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬	64,937	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000千ポンド	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	69,330	未収収益	92,094
親会社の 子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46百万円	サービス業	なし	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス *6 不動産賃借料	89,670 305,369	未払費用	46,142
親会社の 子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨーク	10ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益 *6 委託調査	43,631 126,069	未収収益 未払費用	43,839 105,374
親会社の 子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10千ドル	投資運用業	なし	サービスの提供	*5 その他営業収益	115,787	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港 特別行政区	238,600千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	82,564	未収収益	54,084
親会社の 子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *5 その他営業収益	46,610 42,642	-	-
親会社の 子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	117,791	未払費用	117,211
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	111,110	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。

*3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行って

おります。

- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	13,144円 99銭	27,407円 79銭
1株当たり当期純損失（ ）	26,856円 51銭	7,178円 66銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。
2. 1株当たり当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当期純損失（ ）（千円）	1,250,439	424,807
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純損失（ ）（千円）	1,250,439	424,807
期中平均株式数	46,560	59,176

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 増資について 平成21年5月1日付取締役会決議に基づく、平成21年5月8日開催の臨時株主総会での決議に基づき、平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資により新株式を次のとおり発行し、払込は5月29日に完了しました。</p> <p>(1) 発行新株株式数 普通株式 15,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき 100,000円</p> <p>(3) 発行価額の総額 1,500,000,000円</p> <p>(4) 資本組入額の総額 750,000,000円</p> <p>2. 事業効率化に伴う人員の減少 当社は市場環境の変化に適応するために、平成21年4月より事業を効率化し、人員の適正配置を進めております。これに伴い追加で発生する退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成22年3月期に特別損失として計上する予定です。</p>	

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,134,758
前払費用		8,380
未収委託者報酬		1,404,613
未収運用受託報酬		87,988
未収投資助言報酬		73,959
未収収益		181,283
立替金		46,555
その他流動資産		22,043
流動資産計		4,959,584
固定資産		
無形固定資産	1	32,849
投資その他の資産		29,063
固定資産計		61,912
資産合計		5,021,496
負債の部		
流動負債		
預り金	2	71,475
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		711,271
その他未払金		22,917
未払費用		1,065,026
未払法人税等		12,949
賞与引当金		184,144
その他流動負債		957
流動負債計		2,070,255
固定負債		
退職給付引当金		732,996
長期未払費用		115,209
固定負債計		848,206
負債合計		2,918,462
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,804,970
利益剰余金計		2,804,970
株主資本計		2,103,029
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		5
評価・換算差額等合計		5
純資産合計		2,103,034
負債・純資産合計		5,021,496

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成22年4月1日	
至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,495,769
運用受託報酬	117,553
投資助言報酬	73,673
その他営業収益	256,965
営業収益計	3,943,961
営業費用	
支払手数料	1,715,781
その他営業費用	576,719
営業費用計	2,292,501
一般管理費	1 1,323,498
営業利益	327,960
営業外収益	585
営業外費用	2 1,738
経常利益	326,807
特別利益	3 91,903
税引前中間純利益	418,710
法人税、住民税及び事業税	2,905
法人税等合計	2,905
中間純利益	415,805

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本		
資本金		
前期末残高		3,078,000
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		1,830,000
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		3,220,776
当中間期変動額		
中間純利益		415,805
当中間期変動額合計		415,805
当中間期末残高		2,804,970
株主資本合計		
前期末残高		1,687,223
当中間期変動額		
中間純利益		415,805
当中間期変動額合計		415,805
当中間期末残高		2,103,029
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		5
当中間期変動額合計	5,70457	5
当中間期末残高		5
評価・換算差額等合計		
前期末残高		0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		5
当中間期変動額合計		5
当中間期末残高		5
純資産合計		
前期末残高		1,687,223
当中間期変動額		
中間純利益		415,805
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		5
当中間期変動額合計		415,811

当中間期末残高

2,103,034

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 55,805千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,196千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損	1,597千円
3 特別利益の主要項目 関係会社間の費用配賦にかかる前期損益修正益	91,903千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	421,173千円	614,523千円	1,035,696千円
減価償却累計額相当額	330,136千円	319,034千円	649,171千円
中間期末残高相当額	91,037千円	295,488千円	386,525千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		84,724千円	
1年超		309,299千円	
合計		394,023千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		44,826千円	
減価償却費相当額		19,577千円	
支払利息相当額		2,486千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	3,134,758	3,134,758	-
(2)未収委託者報酬	1,404,613	1,404,613	-
(3)未収運用受託報酬	87,988	87,988	-
(4)未収投資助言報酬	73,959	73,959	-
(5)未収収益	181,283	181,283	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	15,015	15,015	-
資産計	4,897,619	4,897,619	-
(1)未払手数料	711,271	711,271	-
(2)未払費用	1,065,026	1,065,026	-
負債計	1,776,298	1,776,298	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	16,183	16,183	-
デリバティブ取引計	16,183	16,183	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

その他有価証券

中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,015	15,010	5
合計		15,015	15,010	5

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。） (単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	44,278	-	256	256
	米ドル 買建				
	ユーロ	335,490	-	15,927	15,927
合計		379,768	-	16,183	16,183

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載していません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり純資産額	34,162円35銭
1株当たり中間純利益金額	6,754円48銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
中間純利益(千円)	415,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	415,805
期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟その他重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称	住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成22年9月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成22年9月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容

株式会社三井住友銀行 ¹	1,770,996百万円 (平成22年9月末現在)	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行 ¹	54,573百万円 (平成22年9月末現在)	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 (平成22年9月末現在)	
日本生命保険相互会社	1,100,000百万円 ² (平成22年9月末現在)	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成22年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円 (平成22年6月28日現在)	
野村證券株式会社 ¹	10,000百万円 (平成22年9月末現在)	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成22年9月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成22年9月末現在)	

1 新規申込みの取扱いを行いません。

2 日本生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金及び基金償却積立金の合計額を記載しています。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 495百万円(平成22年11月末現在)
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営むとともに、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、() 申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、() ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券などの値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月1日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成22年4月27日から平成22年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成22年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月1日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年4月27日から平成22年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Aコース（為替ヘッジ付き）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。
- 2.財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月9日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・世界株式ファンド（インデックス連動型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資を行い、平成21年5月29日に払込を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月より事業の効率化、人員の適正配置を進めており、平成22年3月期に割増退職金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)